

# 第4次 西都市男女共同参画プラン



令和6年3月  
宮崎県 西都市



# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

---

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 策定体制	5

## 第2章 男女共同参画にかかる現状

---

1. 統計データからみた西都市の現状	7
2. 西都市男女共同参画意識調査概要	10
3. 第3次西都市男女共同参画プラン成果	23

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

1. 基本理念	25
2. 行政、市民、事業者等の責務	26
3. 基本目標	27
4. 施策体系	28

## 第4章 施策の展開

---

1. 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	31
2. 基本目標Ⅱ 様々な分野における女性の活躍	37
3. 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	50
4. 基本目標Ⅳ 配偶者等からの暴力(DV)の根絶	57

## 第5章 推進体制

---

1. 推進体制	63
2. 成果指標	64

## 参考資料

---

1. 男女共同参画社会基本法	67
2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	72

3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	81
4. 西都市男女共同参画推進条例	90
5. 西都市男女共同参画推進委員会設置要綱	94
6. 西都市男女共同参画審議会委員名簿	96
7. 策定経過	97

# 第 1 章 計画策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

西都市では平成 30 年度に、令和元年度から令和5年度を対象期間とする「第3次西都市男女共同参画プラン(西都市DV対策基本計画及び西都市女性活躍推進計画を含む)」を策定し、西都市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、4つの基本目標を定め、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

この間、国は、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」を策定、宮崎県においても令和3年度に令和4年度から令和8年度を対象期間とする「第4次みやざき男女共同参画プラン」、平成 30 年度に令和元年度から令和5年度を対象とする「第4次DV対策宮崎県基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みや、広範多岐にわたるDVの防止及び被害者の保護のための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

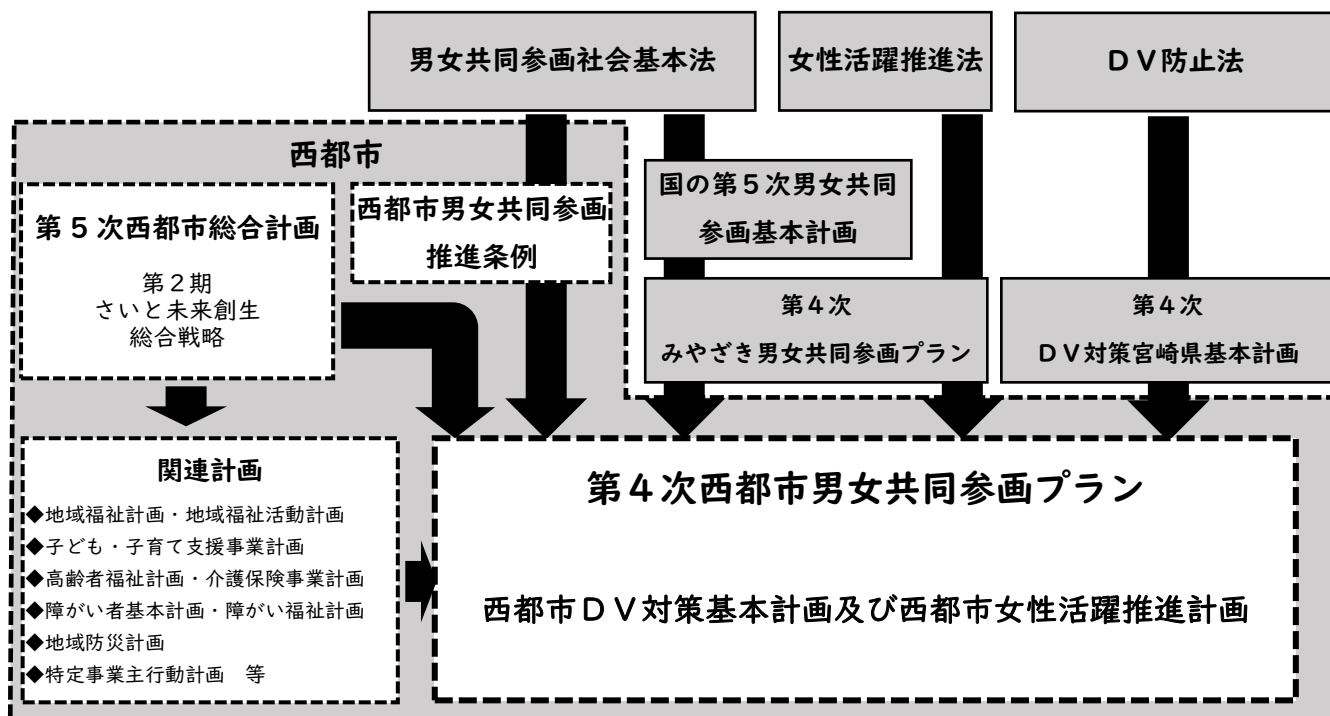
今回、制度改正や既存計画期間の終了を踏まえ、国や県の計画、さらには西都市の関連計画と整合を図りながら、これまでの施策の実施状況や男女共同参画社会を取り巻く環境の変化等を考慮し、「第4次西都市男女共同参画プラン(西都市DV対策基本計画及び西都市女性活躍推進計画を含む)」を策定します。

## 2 計画の期間

「第4次西都市男女共同参画プラン(西都市DV対策基本計画及び西都市女性活躍推進計画を含む)」の計画期間は、5年間(令和6年度～令和 10 年度)とします。

### 3 計画の位置づけ

- 第4次西都市男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法<sup>※</sup>」第14条第3項に基づく男女共同参画社会の促進についての市町村計画です。
- 第4次西都市男女共同参画プランは、「西都市男女共同参画推進条例」第8条に基づく本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 第4次西都市男女共同参画プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- 第4次西都市男女共同参画プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- 第4次西都市男女共同参画プランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第4次みやざき男女共同参画プラン」や「第4次DV対策宮崎県基本計画」を勘案するとともに、本市の上位計画である「第5次西都市総合計画」の部門計画として位置づけ、国際社会共通の目標である「SDGs<sup>※</sup>」(持続可能な開発目標)を念頭に置きながら、他分野の関連計画との整合性を図っています。



※ 男女共同参画社会基本法：男女共同参画社会の理念を実現するために、1999年（平成11年）6月23日に公布・施行された法律。男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義している。男女共同参画社会を実現するための5つの柱は、①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策等立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調となっている。

※ SDGs：「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、2030年を年限とする17の国際目標。ジェンダー平等や貧困、経済成長等の17の目標（ゴール）のもと、169のターゲットから構成され現時点で247（重複を除くと231）の指標が決められている。



## ◇ 1 男女共同参画社会基本法

(市町村男女共同参画計画)

### 第 14 条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

## ◇ 2 西都市男女共同参画推進条例

第 8 条 市長は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、西都市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

## ◇ 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

(市町村基本計画)

### 第 2 条の 3

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## ◇ 4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法※)

(市町村推進計画)

### 第 6 条

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

---

※ 女性活躍推進法:平成 28 年(2016 年)4 月 1 日に施行された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の通称であり、女性が職業生活でその希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定された。これにより、従業員 301 人以上の企業は、女性登用の数値目標を含む女性活躍推進に向けた行動計画の策定および公表が義務付けられ、300 人以下の企業は努力義務となっている。

本計画では国際社会共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）の視点を包括的に取り入れ施策の展開を行うものとしています。

SDGsの17の目標と詳細は次のとおりです。

### 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



#### 目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



#### 目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



#### 目標5 [ジェンダー\*]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント\*を行う



#### 目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



#### 目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



#### 目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



#### 目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



#### 目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



#### 目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



#### 目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



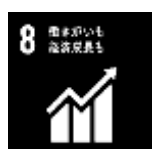
#### 目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



#### 目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



#### 目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



#### 目標10 [不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



#### 目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



#### 目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



#### 目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

出典：パンフレット「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（外務省）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs\\_pamphlet.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf)

※ ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

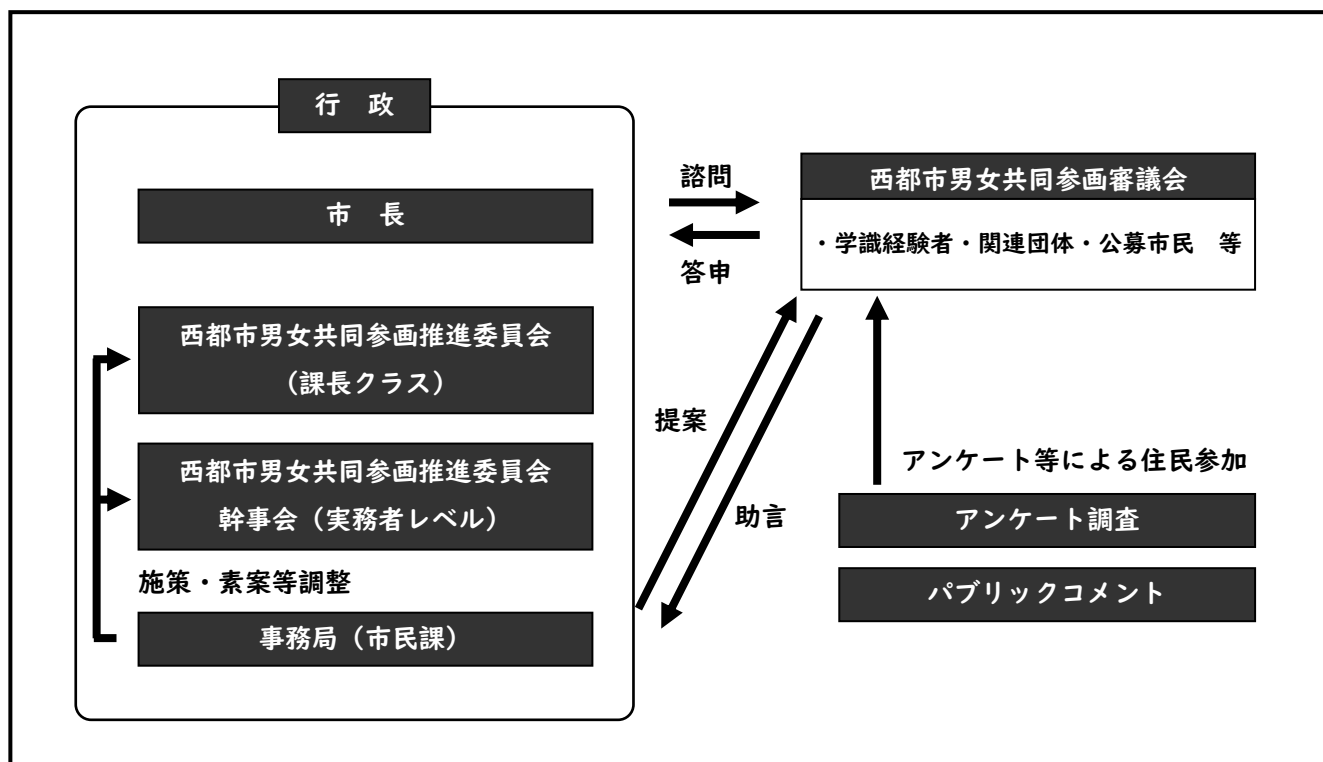
※ エンパワーメント：力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

## 4 策定体制

計画の策定に当たっては、庁内課長クラスで構成される「西都市男女共同参画推進委員会」及び、庁内実務者レベルによる「西都市男女共同参画推進委員会幹事会」を設置し、計画の検討を行いました。

また、学識経験者・関連団体・公募市民など幅広い関係者で構成される「西都市男女共同参画審議会」を設置し、多角的視点から多くの意見を頂きました。

策定体制





## 第2章 男女共同参画にかかる現状

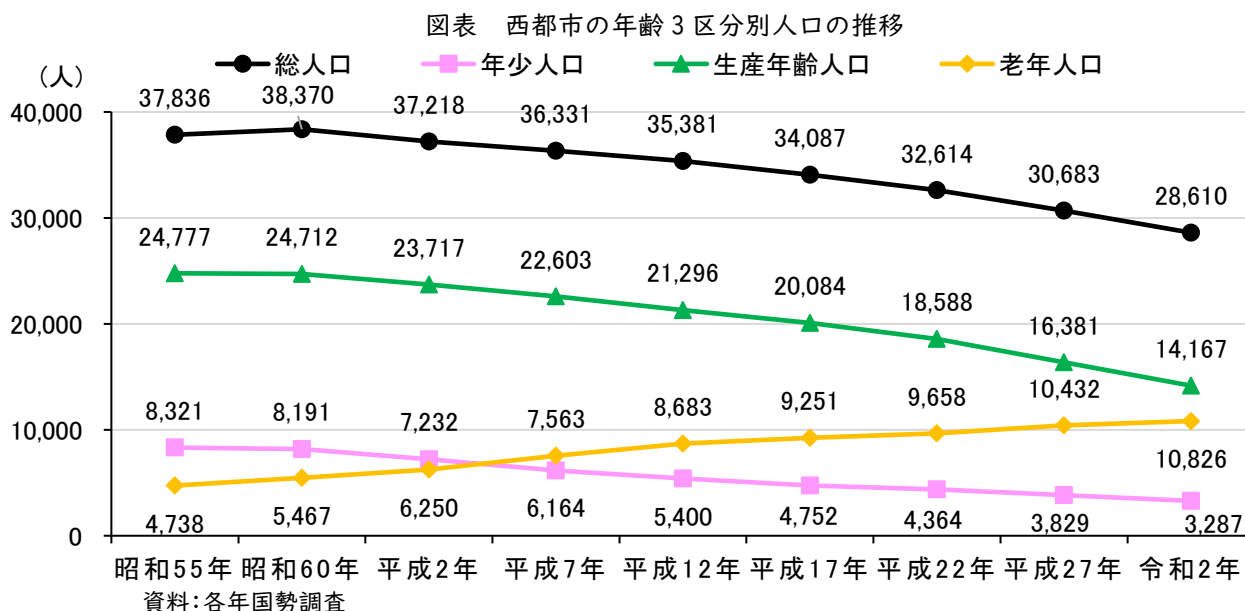


# 統計データからみた西都市の現状

## (1) 人口の状況

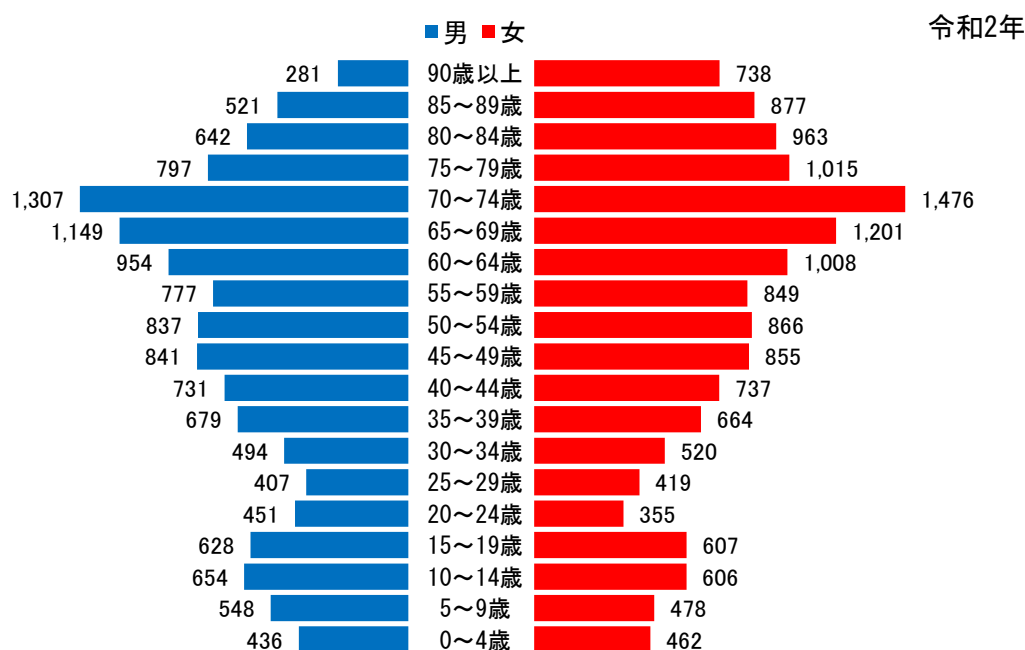
### ① 人口の推移

西都市の総人口は、昭和 60 年以降減少傾向にあります。年少人口、生産年齢人口ともに減少しており、地域経済、社会の担い手不足が懸念されます。経済社会の持続的発展のためにも、あらゆる分野における女性の参画拡大が必要と考えられます。



### ② 5歳階級別男女別人口

西都市の5歳階級別男女別人口をみると、「70～74歳」の年齢層が多く、「20～24歳」の年齢層が少なくなっています。



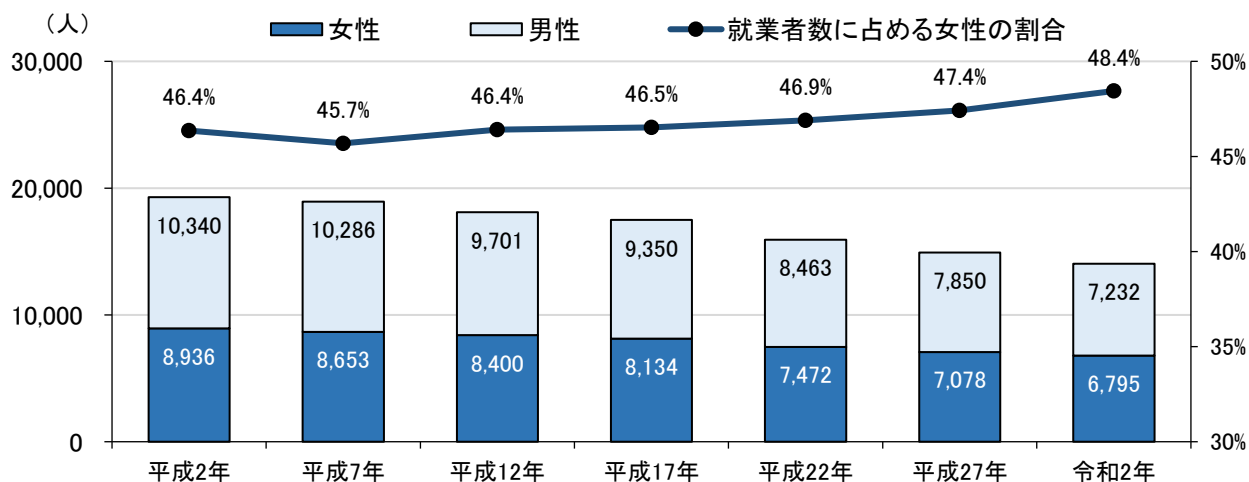
資料: 令和2年国勢調査

## (2) 就業の状況

### ① 男女別就業者数・女性就業率の推移

平成2年以降の西都市の就業者数は男女ともに減少傾向にあります。一方、就業者数に占める女性の割合は増加傾向にあります。

図表 西都市の男女別就業者数・就業者数に占める女性の割合

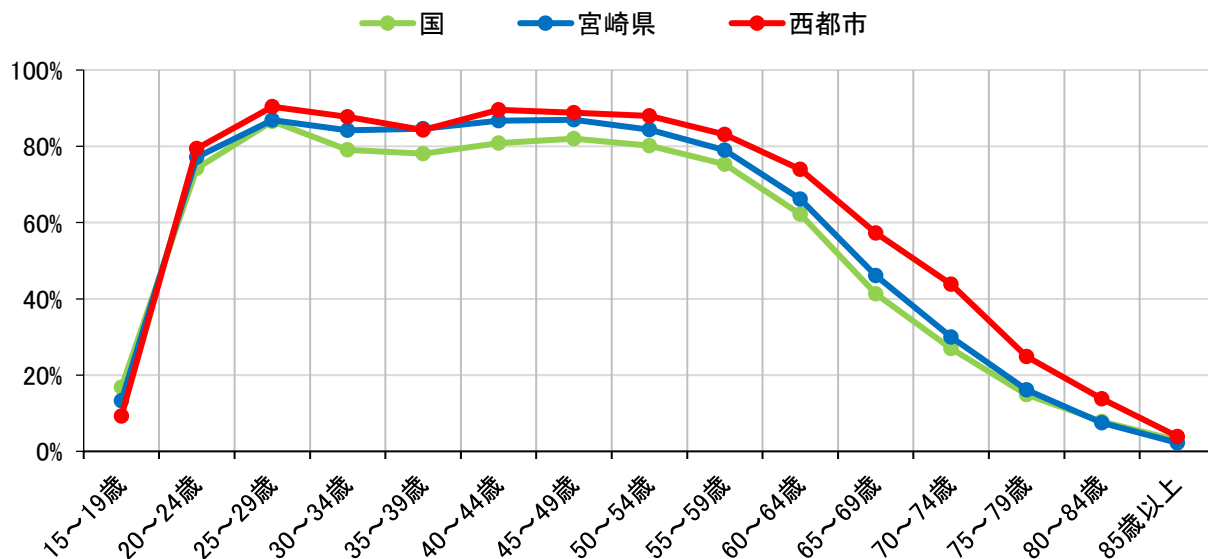


資料:各年国勢調査

### ② 女性の年齢別就業率の推移 (国、県比較)

西都市の女性の年齢別就業率の推移は国・県とほぼ同等となっており、出産・育児期などの離職に伴う労働力率の著しい低下(いわゆるM字カーブ<sup>※</sup>)はみられません。

図表 西都市の女性の年齢別就業率の推移 (国、県比較)



資料:令和2年国勢調査

※ M字カーブ:日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になりアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。



### (3) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

2022年度の西都市の政策・方針決定過程への女性の参画状況をみると、西都市議会における議員に占める女性の割合は、県内市町村の平均値を上回っています。一方、審議会における委員に占める女性の割合、公務員の管理職に占める女性の割合、自治会における自治会長に占める女性の割合は、県内市町村の平均値を下回っています。

図表 市町村議会における議員に占める女性の割合 単位：％（女性の人数／総数）

区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
県内市町村 平均値	12.0	12.1	11.6	13.1
西都市	5.6(1/18)	5.6(1/18)	5.6(1/18)	20.0(3/15)

資料：内閣府市区町村女性参画状況見える化マップ

図表 審議会における委員に占める女性の割合 単位：％（女性の人数／総数）

区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
県内市町村 平均値	22.9	24.2	25.3	25.9
西都市	23.5(71/302)	24.3(76/313)	24.3(68/280)	22.3(65/292)

資料：内閣府市区町村女性参画状況見える化マップ

図表 公務員の管理職に占める女性の割合 単位：％（女性の人数／総数）

区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
県内市町村 平均値	9.8	10.2	12.0	12.6
西都市	7.4(2/27)	4.0(1/25)	3.8(1/26)	4.2(1/24)

資料：内閣府市区町村女性参画状況見える化マップ

図表 自治会における自治会長に占める女性の割合 単位：％（女性の人数／総数）

区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
県内市町村 平均値	3.7	3.7	4.6	4.1
西都市	0.8(1/131)	0.8(1/131)	0.8(1/131)	2.3(3/131)

資料：内閣府市区町村女性参画状況見える化マップ

## 2 西都市男女共同参画意識調査概要

### (1) 調査概要

#### ①目的

平成30年度に「第3次西都市男女共同参画プラン」を策定し、令和5年度で計画期間の期限を迎えることから、新しいプラン策定の参考にするため、男女共同参画社会づくりのための基礎となる「市民意識調査」を実施しました。

#### ②調査方法

調査対象者 : 西都市在住の18歳以上の住民 3,000人  
調査時期 : 令和4年9月～令和4年10月  
調査方法 : 郵送による配布・回収

#### ③回収状況

配布数	有効回収票数	有効回収率
3,000	839	28.0%

※有効回収票数：調査票全ての設問に対して無回答の方を除いた数

女性	男性	18・ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上
421	412	8	30	64	91	114	190	339

※ 四捨五入による有効数字の関係上、単数回答であっても合計値が100%にならない場合があります。

※ 複数回答の設問の場合、有効回答者数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。

※ 図表中の「n」は、集計対象者総数、あるいは回答者限定設問の条件に該当する人の総数を表しています。

## (2) 調査結果

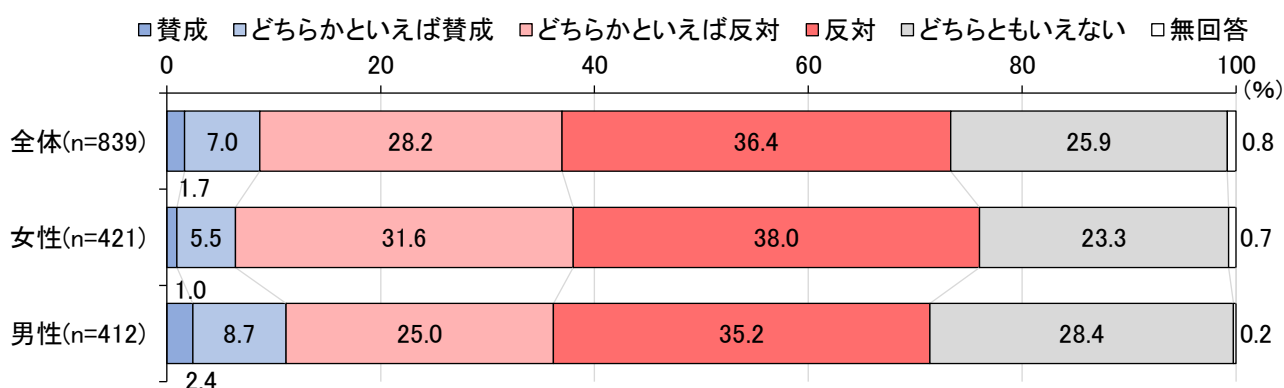
### ①男女平等意識及び女性の社会参画について

#### 【固定的性別役割分担意識※】

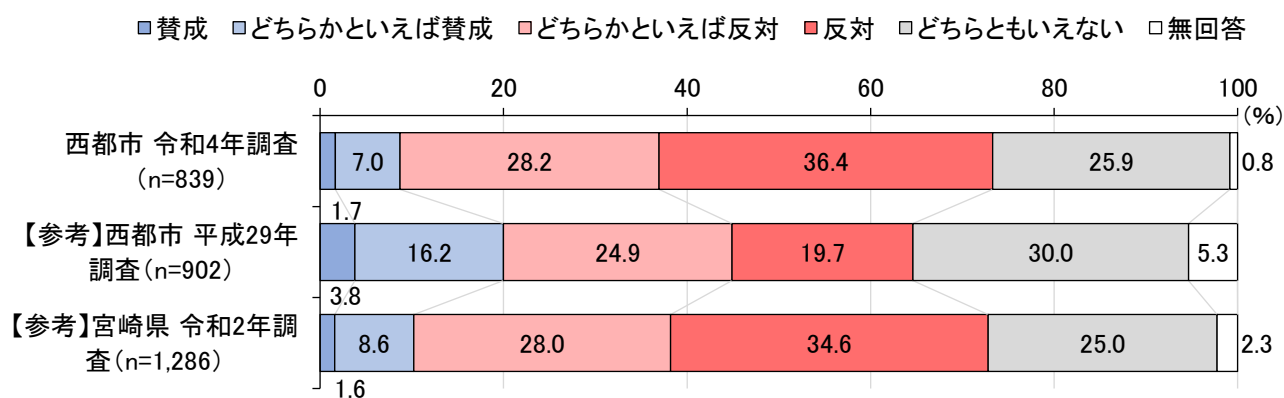
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような性別によって役割を固定する（決めつける）考え方について全体で見ると、「反対」と回答した人の割合が 36.4%と最も高く、次いで「どちらかといえば反対」の 28.2%、「どちらともいえない」の 25.9%となっています。前回調査と比較すると、「反対」、「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は高くなっており、宮崎県調査と比較すると、ほぼ同様の結果となっています。

前回調査と比べて、固定的性別役割分担意識に対する認識の変化がみられる理由としては、夫が稼ぎ、妻が家事・育児をする「昭和的な働き方」について、経済的な状況等も含め共働き世帯が増えたことや、「イクメン」、「育休」などがメディア※で取り上げられるようになり、固定的性別役割分担意識が解消されつつあるためと考えられます。

固定的性別役割分担意識について



今回調査・前回調査・宮崎県調査



※ 固定的性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

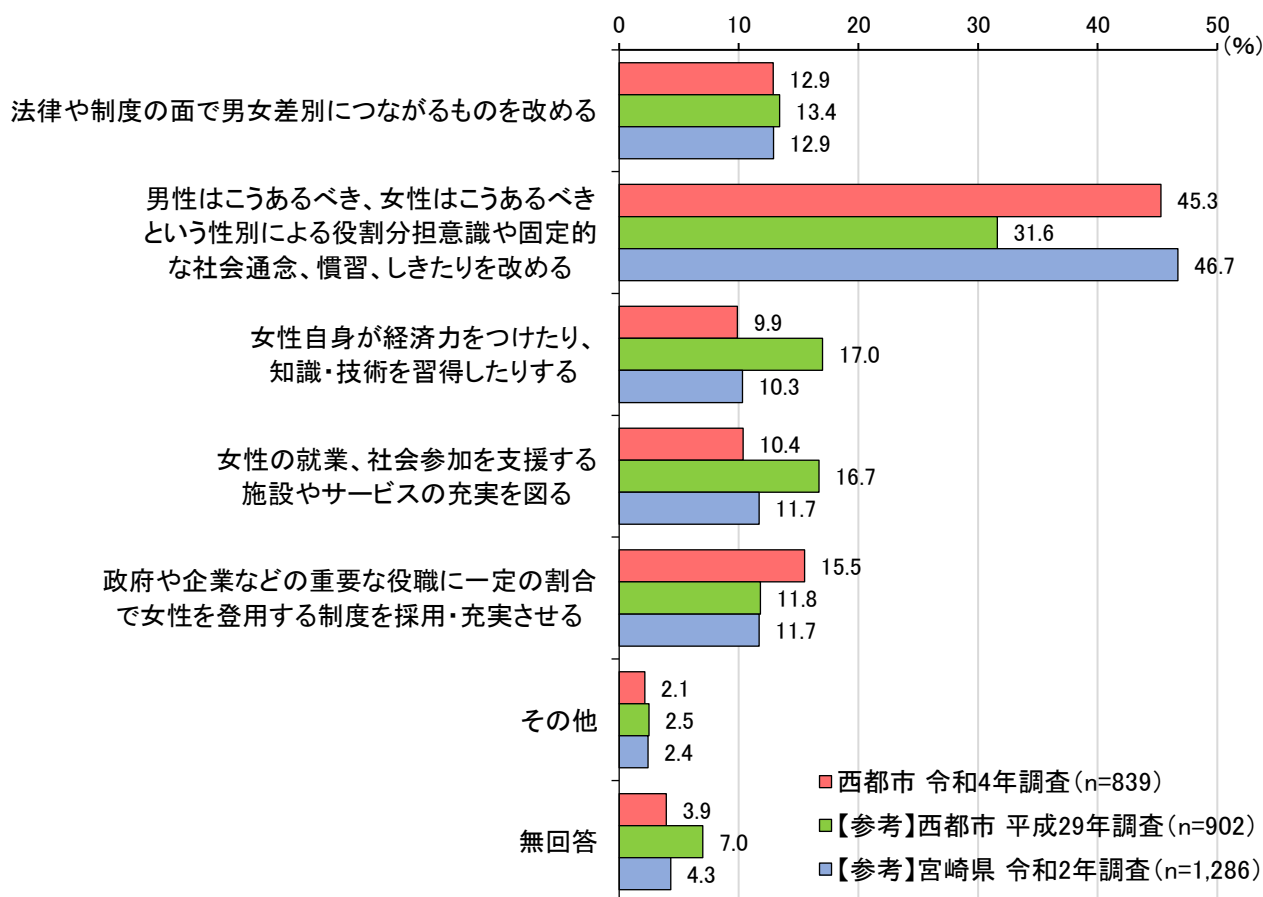
※ メディア：情報を人々に伝える機関や事業、システムなど。特に、大量の情報を紙（新聞や雑誌、広告）や電波（テレビやラジオ）、通信（インターネット）を通じて大衆に伝達する媒体をマスメディアと呼ぶ。

【今後、男女があらゆる社会の分野でもっと平等になるために、最も重要なこと】

今後、男女があらゆる社会の分野でもっと平等になるために、最も重要なことについて、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという性別による役割分担意識や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」と回答した割合が最も高く、前回調査と比較すると 13.7 ポイント高くなっています。社会全体の中では、固定的性別役割分担意識が解消されつつある中で、地域社会では「社会通念、慣習、しきたり」として、固定的性別役割分担意識が根強く残っている傾向にあります。

一方で、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得したりする」、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る」については前回調査より低くなっており、女性の社会進出が一定程度進んできていることが伺えます。

今後、男女があらゆる社会の分野でもっと平等になるために、最も重要なこと

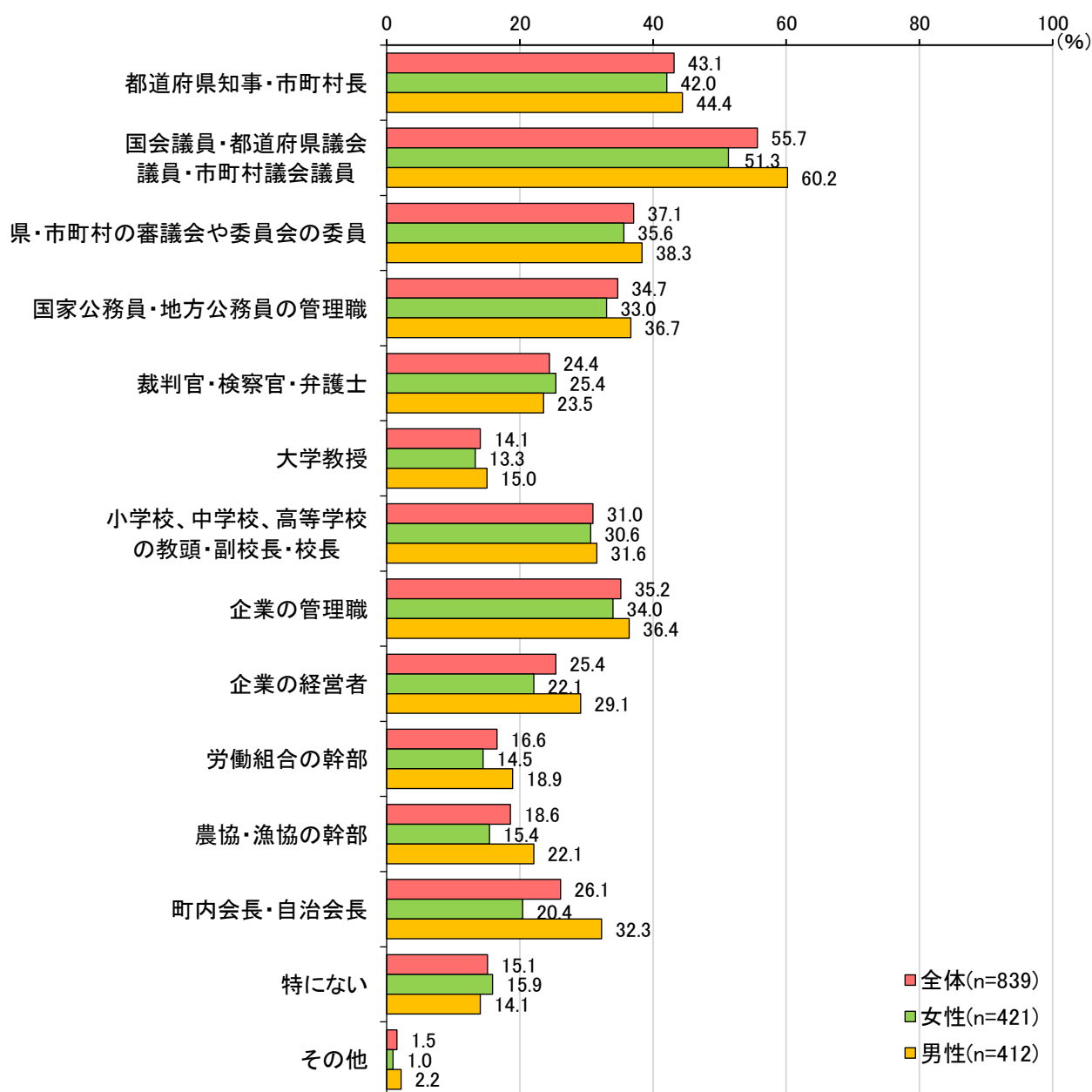


### 【政策・方針決定における女性登用】

政策・方針決定にかかわる役職において、どのような分野に女性がもっと増える方がよいかについて全体でみると、「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」と回答した割合が55.7%と最も高く、次いで「都道府県知事・市町村長」の43.1%、「県・市町村の審議会や委員会の委員」の37.1%となっています。

地方では、女性が必ずしもその能力を十分に発揮できる環境が整っているといえない状況にあります。このことは、若年層や女性の都市部への流出などの要因の一つとなっており、女性が能力を発揮できる環境整備や女性活躍に向けた意識改革、政策・方針決定における女性登用が重要と考えられます。

政策・方針決定における女性登用

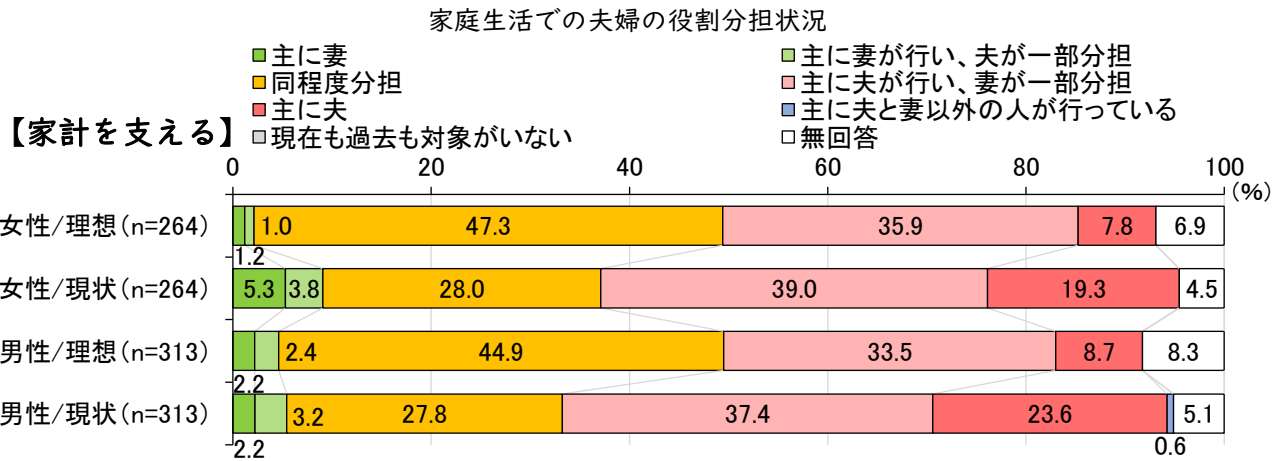


## ②家庭生活及び結婚・家庭観について

### 【家庭生活での夫婦の役割分担状況】

家庭生活での夫婦の役割分担状況について、「掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする」、「育児、子どものしつけをする」、「学校の行事に参加する」と「親の世話・介護をする」の「同程度分担」の理想と現実が大きく乖離しており、そのほとんどを妻が行っている状況にあります。

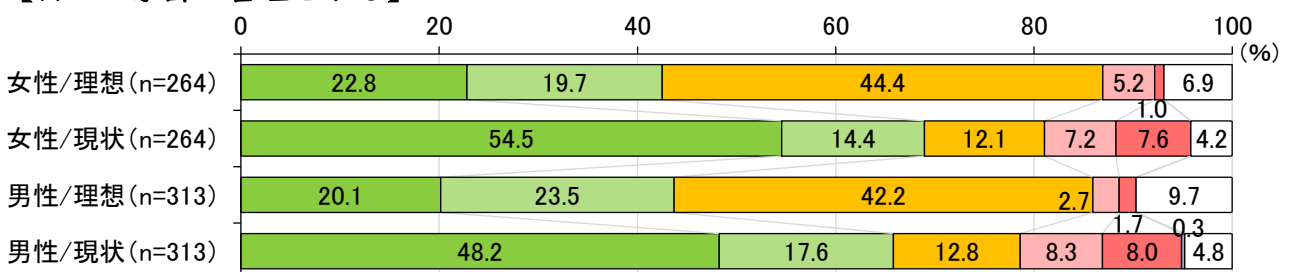
家庭生活の中においても、女性が家事・育児・介護を負担する固定的役割分担意識がみられ、家庭における固定的な役割分担意識のない家庭づくりが必要と考えられます。



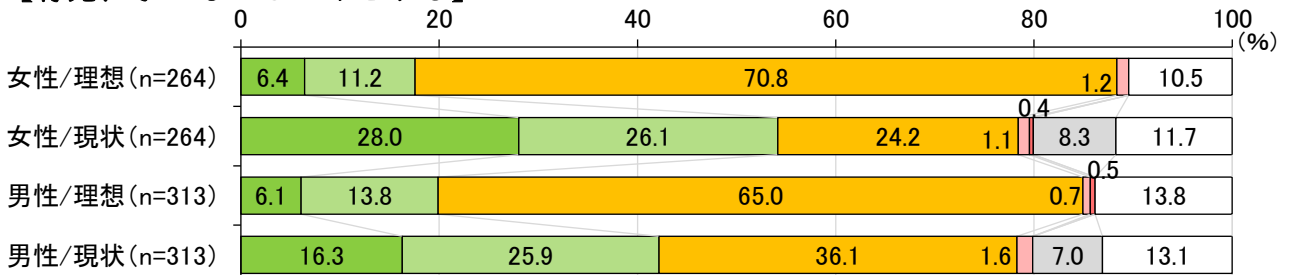
### 【掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする】



### 【日々の家計の管理をする】

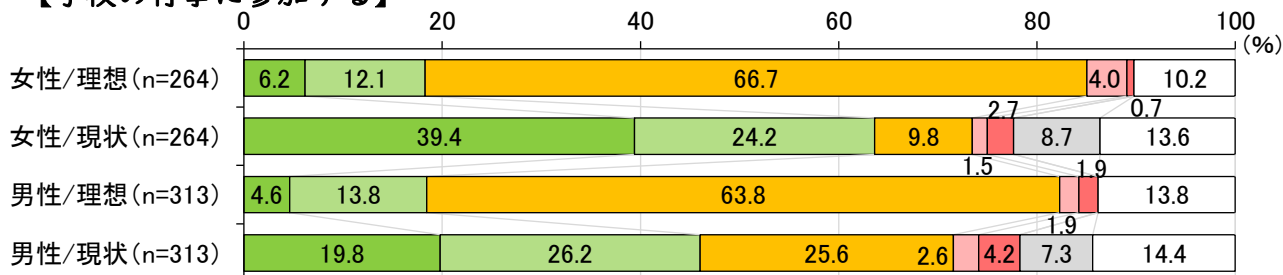


### 【育児、子どものしつけをする】

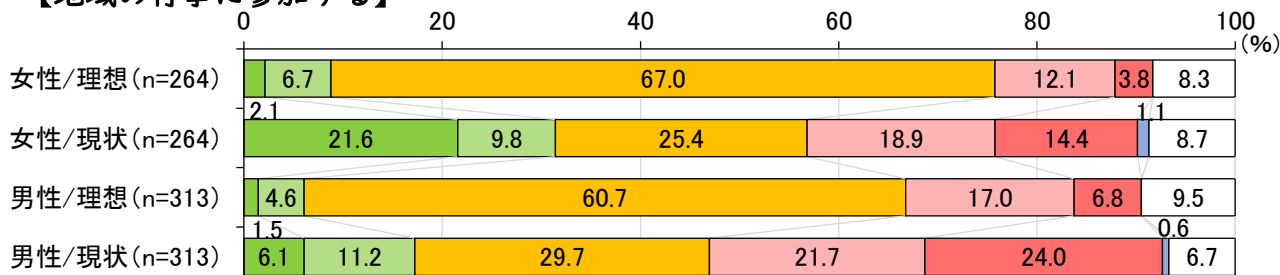


- 主に妻
- 同程度分担
- 主に夫
- 現在も過去も対象がいらない
- 主に妻が行い、夫が一部分担
- 主に夫が行い、妻が一部分担
- 主に夫と妻以外の人が行っている
- 無回答

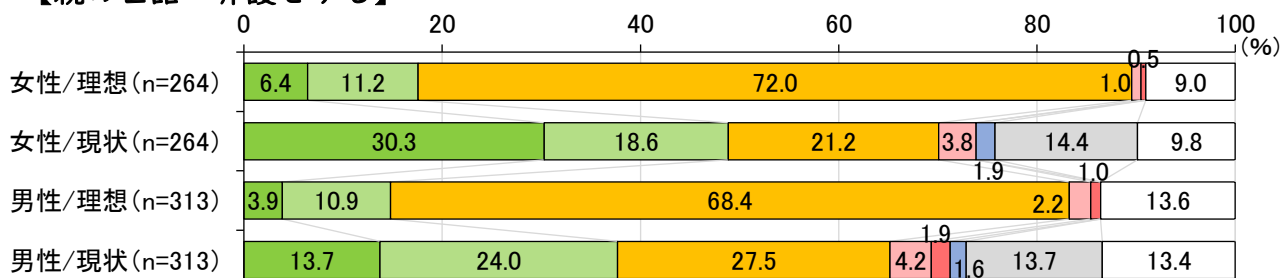
### 【学校の行事に参加する】



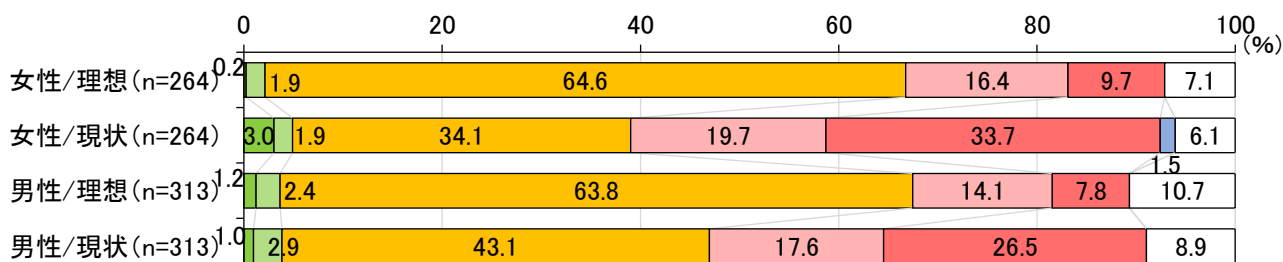
### 【地域の行事に参加する】



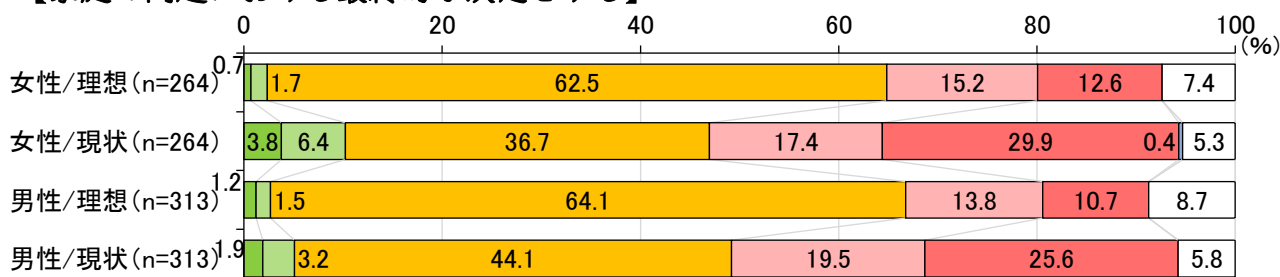
### 【親の世話・介護をする】



### 【高額の商品や土地・家屋の購入を決める】



### 【家庭の問題における最終的な決定をする】



【男性が家事・子育てに積極的に参加していくために必要なこと】

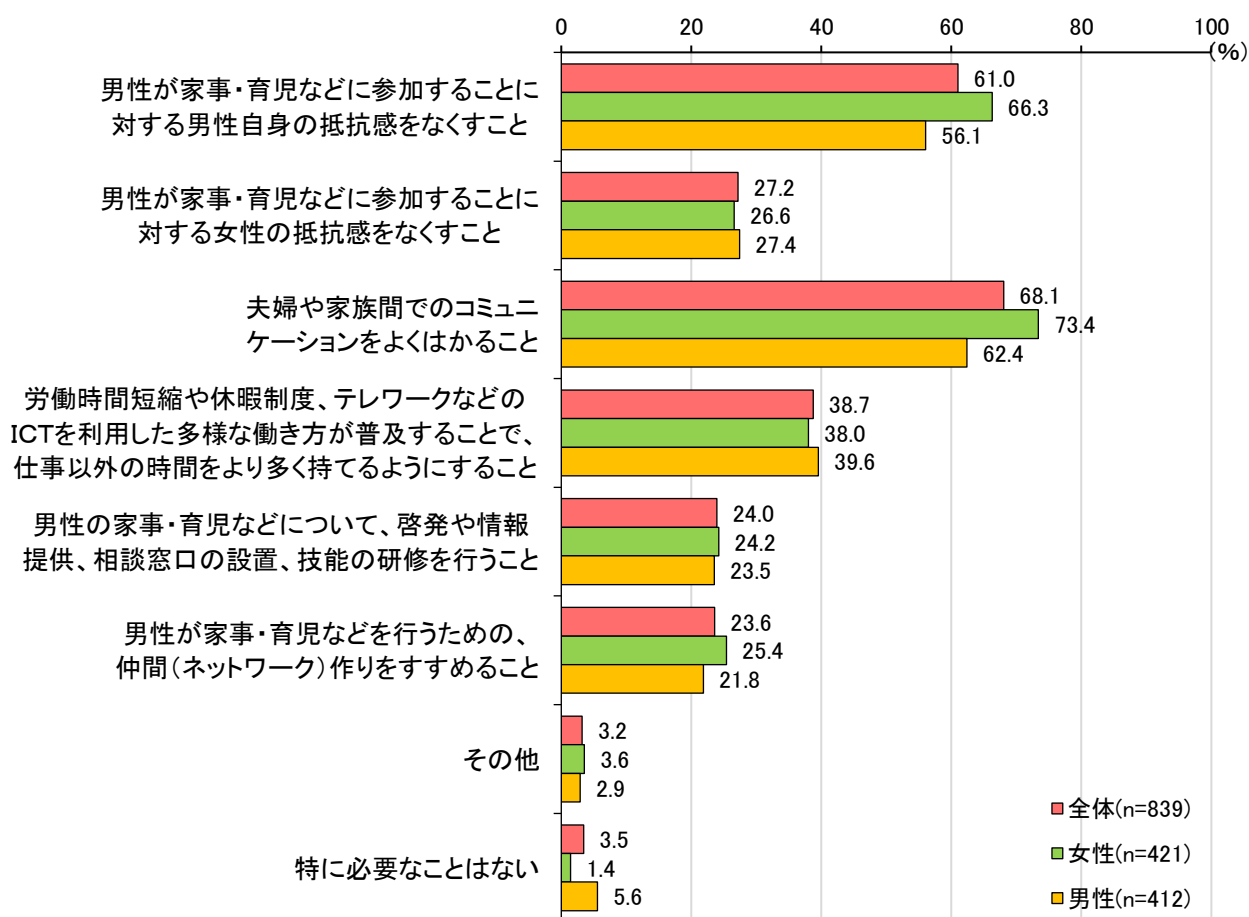
女性の就業者数は増加し、共働き世帯も増えるなど、職業生活における女性の活躍は進みつつある一方、家庭生活における家事、育児、介護等は未だ女性が負担しています。

また、核家族化により、家事育児の担い手が限られる家庭は増加しており、社会構造の面からも、男性も女性同様、家事・育児等に関わっていく必要がこれまで以上に高まっています。

男性が家事や子育てに積極的に参加していくために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も高く、次いで「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを利用した多様な働き方が普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」となっています。

各家庭の状況は様々であり、家事・育児等の具体的な役割分担について一律に当てはめることはできないものの、今後は、家庭や職場、地域社会においても男性の家事・育児への参加に対する重要性を認識し、意識改革、環境整備に取り組む必要があります。

男性が家事・子育てに積極的に参加していくために必要なこと





### ③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）\*について

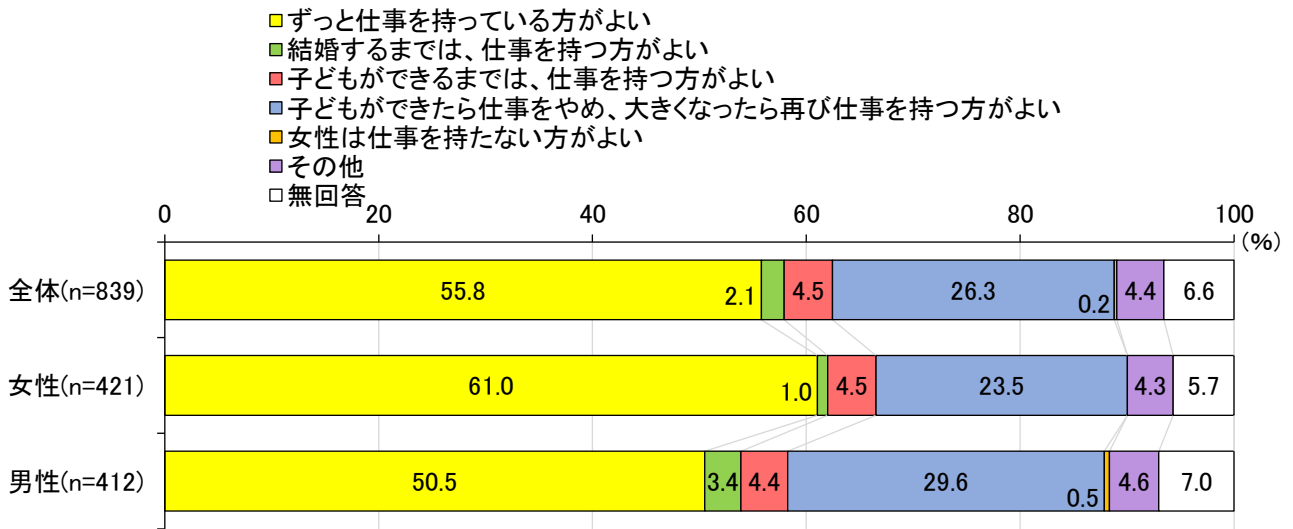
#### 【女性が職業を持つことに対する意識】

女性の就業について、「ずっと仕事を持っている方がよい」が 55.8%と最も高く、次いで「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の 26.3%となっています。

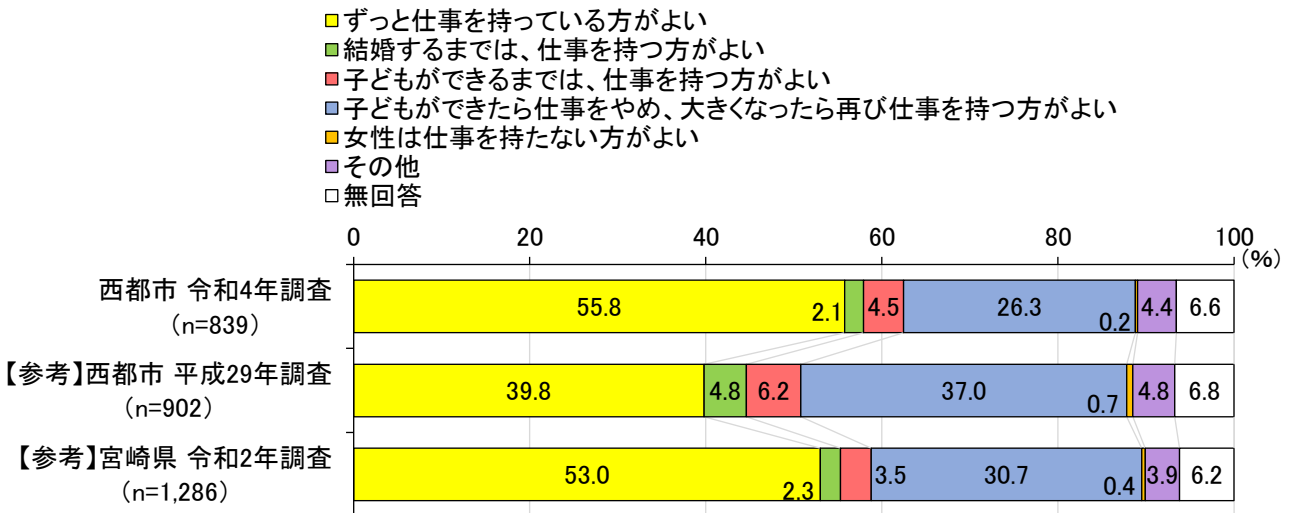
前回調査と比較すると、「ずっと仕事を持っている方がよい」の割合は 16 ポイント増加し、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の割合は 10.7 ポイント減少しています。

女性が職業を持つことに対する意識に変化が生まれた理由としては、共働き世帯の増加に伴い、女性の就業環境が一定程度改善されたことや、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような固定的性別役割分担意識が解消されつつあるためと考えられます。

女性が職業を持つことに対する意識



今回調査・前回調査・宮崎県調査



\* 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状況のことをいう。

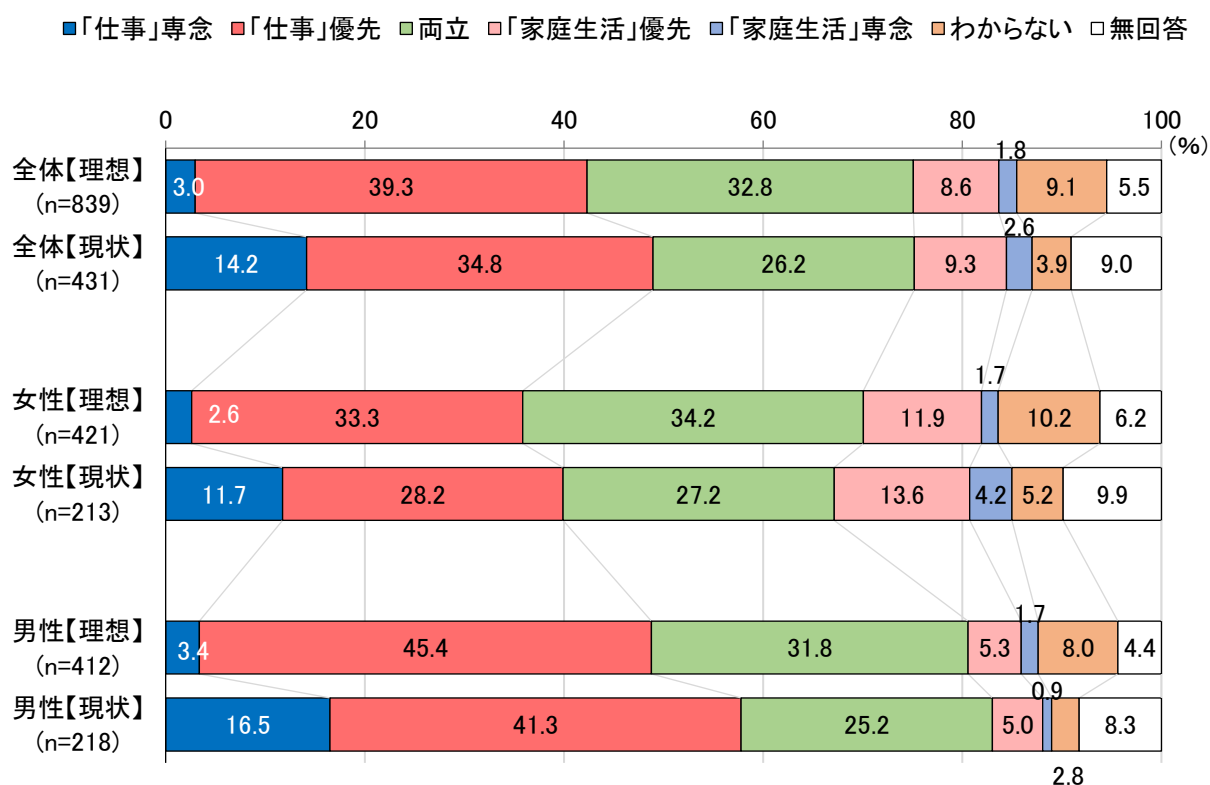
### 【仕事と家庭生活に関する考え方】

「仕事」と「家庭生活」に関する理想と現状について全体で見ると、「両立」は、現状が理想を下回っており、『「仕事」専念+「仕事」優先』は、現状が理想を上回っています。

また、男女別にみると、女性では『「家庭生活」優先+「家庭生活」専念』が理想を現状が上回っており、男女共に仕事に専念しなければならない状況にあるが、女性は家庭にも専念しなければいけない状況もみられます。

仕事と家庭生活を両立したいと望みながらも仕事優先となっている理由については、経済的な事情等も考えられ、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた企業の一層の努力と、社会全体の取り組みが必要と考えられます。

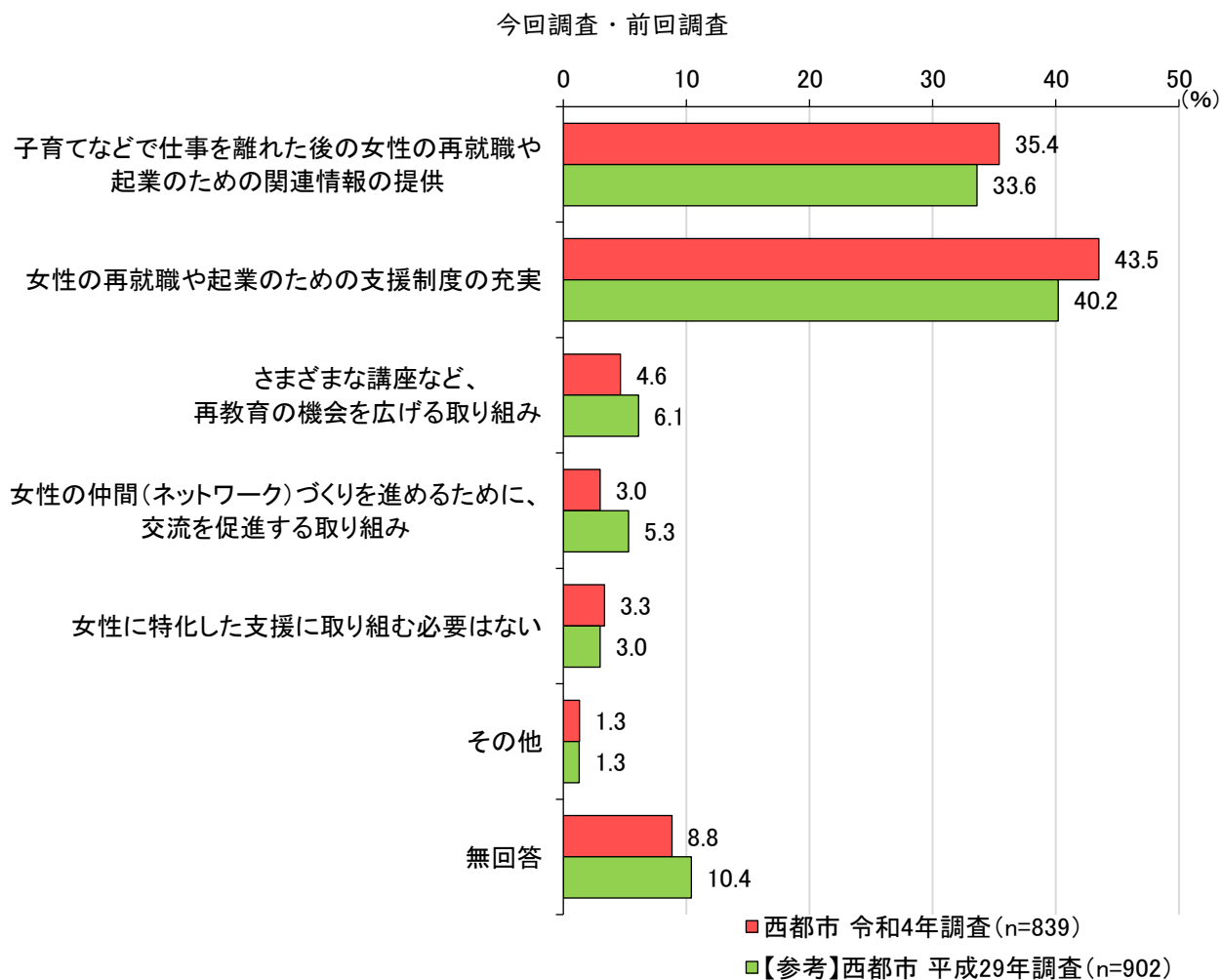
仕事と家庭生活に関する考え方



### 【女性のチャレンジ支援のために必要な取り組み】

女性のチャレンジ支援のために必要な取り組みについて、「女性の再就職や起業のための支援制度の充実」が最も高く、次いで「子育てなどで仕事を離れた後の女性の再就職や起業のための関連情報の提供」となっています。

前回調査と比較すると、「女性の再就職や起業のための支援制度の充実」と、「子育てなどで仕事を離れた後の女性の再就職や起業のための関連情報の提供」ともに高くなっています。女性が結婚・妊娠・出産・子育てを経て再就職することの難しさが伺え、女性の就労支援・起業支援が求められていることがわかります。

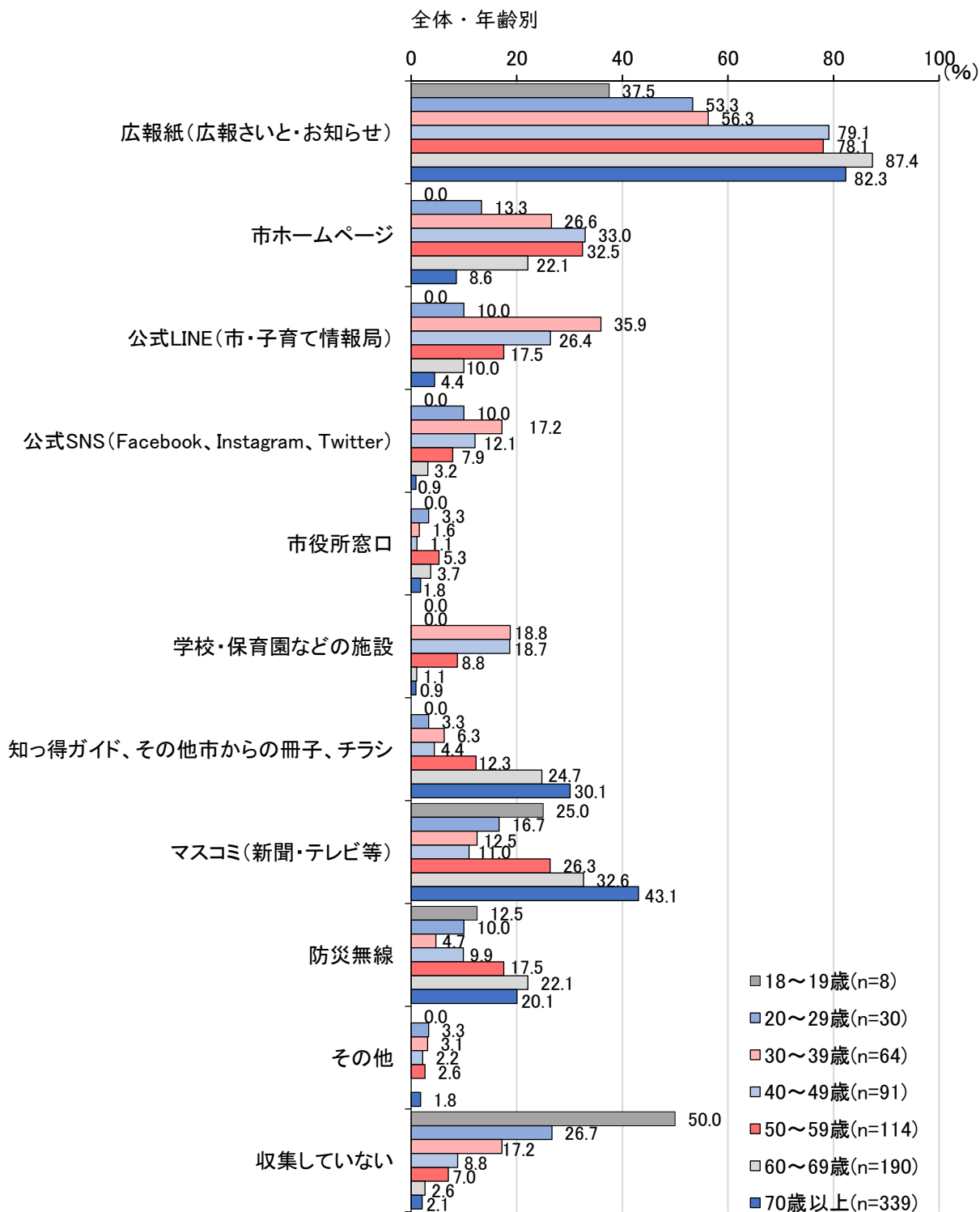


#### ④情報収集について

##### 【情報収集手段について】

情報収集手段について、いずれの年代においても「広報紙(広報さいと・お知らせ)」が有効であると考えられ、特に、年齢が上がるにつれて、その利用割合は高くなる傾向にあります。

また、若い世代では「市ホームページ」、「公式LINE」、「公式SNS\*」より情報収集をしている傾向もみられ、対象者に応じた情報発信方法が有効であると考えられます。



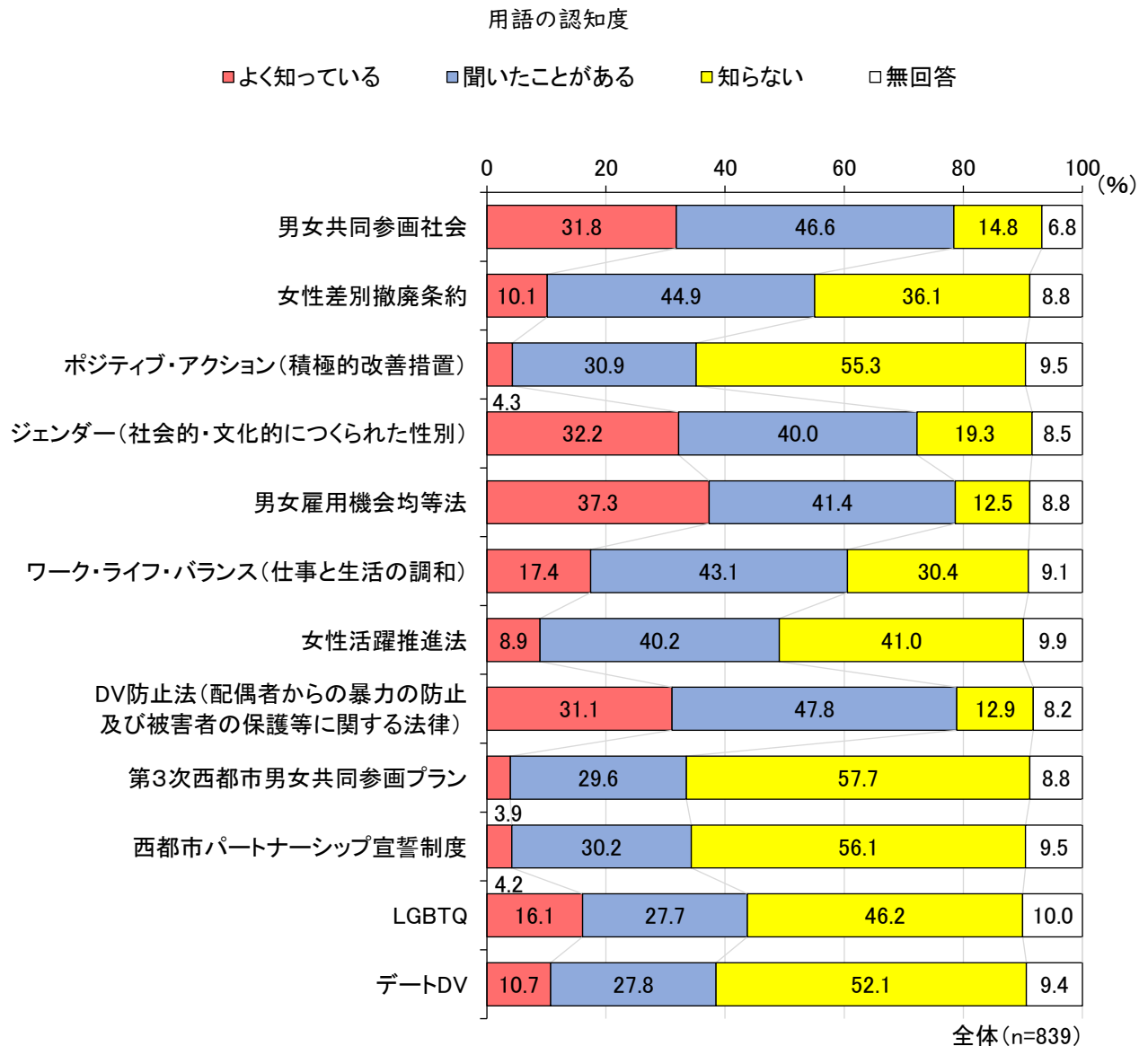
\* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス又はソーシャル・ネットワーキング・サイトの略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

## ⑤男女共同参画施策について

### 【用語の認知度】

男女共同参画施策に関する用語について、「よく知っている」の割合は「男女雇用機会均等法※」が最も高く、次いで「ジェンダー（社会的・文化的につくられた性別）」、「男女共同参画社会」となっています。

男女共同参画を取り巻く状況は日々変化していることから、引き続き男女共同参画社会の実現に向け、各種施策や用語、市の取り組みについて普及啓発に努める必要があります。



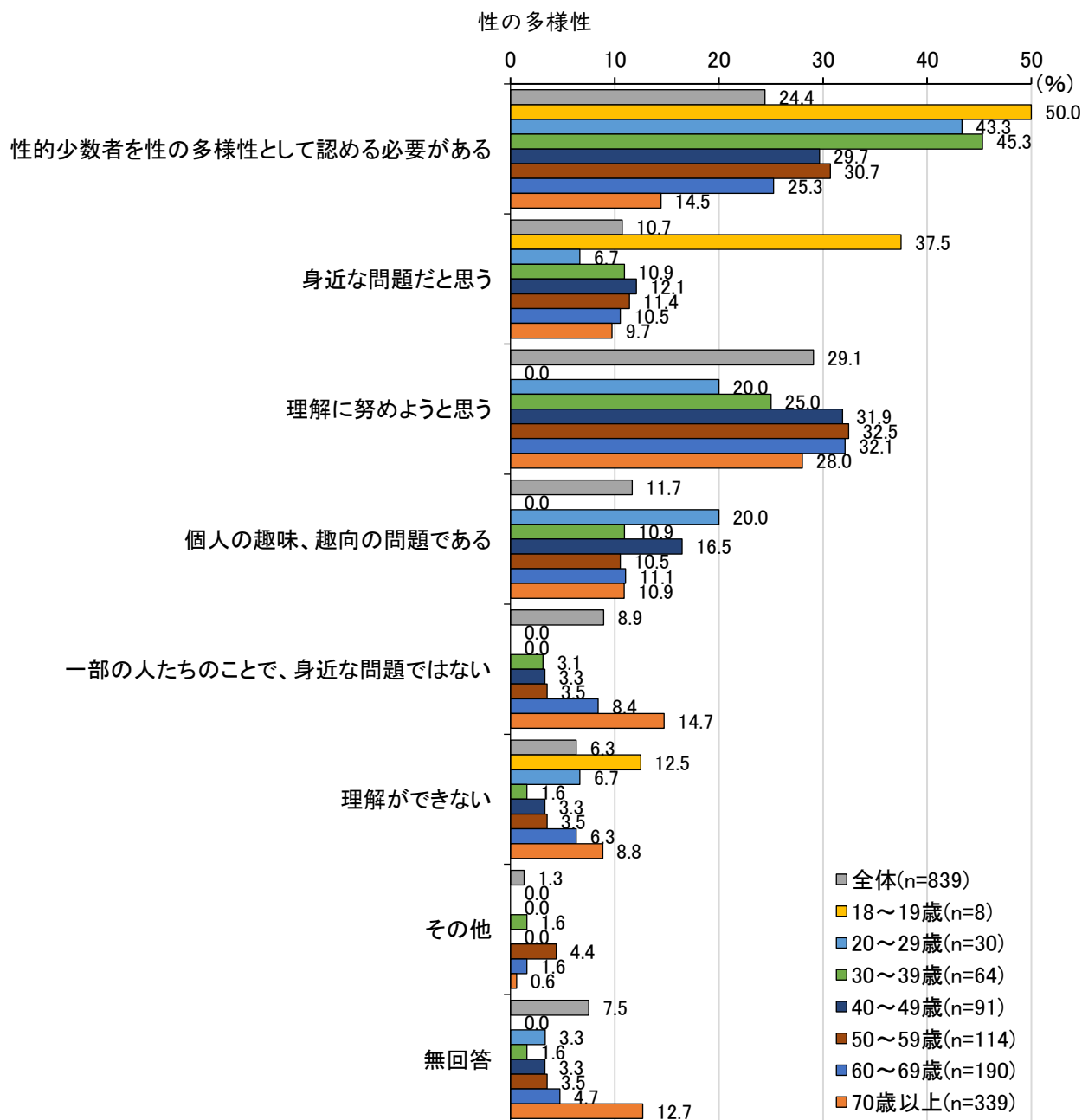
※ 男女雇用機会均等法：職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

## 【性の多様性】

性の多様性について全体で見ると、「理解に努めようと思う」が 29.1%と最も高く、次いで「性的少数者を性の多様性として認める必要がある」の 24.4%となっています。

「性的少数者を性の多様性として認める必要がある」を年齢別で見ると、30代までは割合が高いものの、50代以上では年齢が上がるにつれ、割合が低くなる傾向にあります。

近年では多くの自治体がパートナーシップ制度等を宣言し、社会通念や慣行に働きかけ、人々の意識を変えてもらうことで、当事者が抱える困難を軽減する取り組みを行っております。西都市においても、令和4年に「西都市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。今後も、性の多様性について、市民に対し、理解促進を図る必要があります。



### 3 第3次西都市男女共同参画プラン成果

#### (1) 目的

西都市では、平成31年3月に「第3次西都市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画施策の推進に取り組んできました。

計画の進行管理については、毎年度、成果指標に対する事業の進捗状況について、担当課及び西都市男女共同参画推進委員会、西都市男女共同参画審議会による評価を実施し、報告書の作成、公表を行ってまいりました。

これまでの施策・事業の推進状況や実績を第4次西都市男女共同参画プランの施策に反映させることで、市役所内の連携強化を図り、男女共同参画社会の実現に向けた各種取り組みを、より一層推進していくことを目指しています。

#### (2) 基本目標別成果指標の状況

##### ①基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

事業	成果指標	所管課	現状 H30年度	実績 R元年度	実績 R2年度	実績 R3年度	実績 R4年度	目標値 R5年度
男女共同参画意識の啓発	固定的な性別役割分担を否定する人の割合	市民課	44.7%				64.6%	50.0%
男女共同参画講演会講師派遣事業	講師を派遣した団体数	市民課	5団体	6団体	1団体	0団体	1団体	6団体
働く婦人の家における各講座	男性対象講座数	商工観光課	—	1講座	1講座	2講座	1講座	2講座
生涯学習事業	生涯学習講座への参加者数に占める女性の人数	社会教育課	総数604人 女性448人	総数486人 女性404人	総数310人 女性254人	総数316人 女性255人	総数207人 女性178人	総数700人 女性520人

##### ②基本目標Ⅱ 様々な分野における女性の活躍(その1)

事業	成果指標	所管課	現状 H30年度	実績 R元年度	実績 R2年度	実績 R3年度	実績 R4年度	目標値 R5年度
市役所における管理職等登用状況	課長職以上に占める女性の割合	総務課	3.7%	4.0%	4.0%	3.8%	4.2%	R7年度* 10.0%
市役所における男性職員の育児休業制度	取得率	総務課	5.3%	0.0%	57.1%	27.3%	0.0%	R7年度* 10.0%
各種審議会における女性の登用促進	審議会等における女性の登用率	市民課	30.5%	30.8%	31.2%	30.1%	28.0%	33.0%
自治公民館における女性の登用率	自治公民館館長に占める女性の割合	社会教育課	1.5%	0.8%	0.8%	0.8%	2.3%	2.0%
認定農業者※数の女性の構成率向上	認定農業者に占める女性の割合	農林課	5.9%	未確定	4.6%	4.4%	5.0%	6.0%

\*西都市特定事業主行動計画(第2期)の目標値。R8年度以降の数値はR7年度までに設定。

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。

## ②基本目標Ⅱ 様々な分野における女性の活躍(その2)

事業	成果指標	所管課	現状 H30年度	実績 R元年度	実績 R2年度	実績 R3年度	実績 R4年度	目標値 R5年度
新規就農者数	新規就農者に占める女性の人数	農林課	総数13人 女性1人	総数3人 女性3人	総数1人 女性0人	総数3人 女性0人	総数10人 女性3人	総数20人 女性2人
狩猟免許取得事業	女性の免許取得者数	農林課	1人	1人	0人	0人	0人	2人
日本遺産観光ボランティアガイド事業	ガイドボランティアに占める女性の人数	社会教育課	-	総数8人 女性1人	総数0人	総数0人	総数0人	総数20人 女性10人
家族経営協定※の締結推進	締結件数	農業委員会	205件	213件	220件	235件	237件	210件

## ③基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

事業	成果指標	所管課	現状 H30年度	実績 R元年度	実績 R2年度	実績 R3年度	実績 R4年度	目標値 R5年度
地域防災士の養成事業	女性防災士の人数	危機管理課	21人	34人	48人	50人	54人	40人
特定健康診査受診	受診率	健康管理課	H29年度 36.5%	36.6%	32.6%	35.5%	32.7%	R4年度 55.0%
子宮がん検診	受診率	健康管理課	14.9%	14.9%	14.3%	13.5%	14.1%	17.0%
乳がん検診	受診率	健康管理課	10.9%	12.3%	11.6%	10.8%	11.6%	13.0%
地域づくりによる介護予防事業「いきいき百歳体操」	開催数	健康管理課	15か所	26か所	26か所	31か所	34か所	45か所
延長保育事業	利用人数	福祉事務所	515人	415人	370人	443人	538人	現状維持
一時預かり保育事業	利用人数	福祉事務所	13,760人	4,883人	7,972人	4,206人	8,291人	現状維持
災害時の対応	消防団員数に占める女性の割合	消防本部	1.8%	2.2%	2.2%	2.0%	2.2%	2.5%

## ④基本目標Ⅳ 配偶者等からの暴力(DV)※の根絶

事業	成果指標	所管課	現状 H30年度	実績 R元年度	実績 R2年度	実績 R3年度	実績 R4年度	目標値 R5年度
DV被害を受けた人のうち、誰か(どこか)に相談した人の割合	意識調査結果	市民課	39.0%				40.1%	50.0%

※ 家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定のこと。

※ 配偶者等からの暴力(DV)：ドメスティック・バイオレンス(DV/Domestic violence)とも言われ、一般的には「夫や恋人等親密な関係にある、または、過去にあった男性から女性に対して振られる暴力」という意味で使用されている。ただし、親子間の暴力まで含めた意味で使用している場合もあるが、本計画では、「配偶者等からの暴力」という意味で使用している。



## 第 3 章 計画の基本的な考え方



## 基本理念

西都市男女共同参画推進条例では、6つの基本理念を設定し、男女共同参画を推進しています。第4次西都市男女共同参画プランにおいてもこの基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

### (1) 基本理念1：男女の人権が尊重される社会づくり

男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること

### (2) 基本理念2：社会における制度や慣行の見直し

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること

### (3) 基本理念3：意思の形成及び決定に参画する機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること

### (4) 基本理念4：家庭生活と職業生活との両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活と職業生活その他の社会生活を両立できるようにすること

### (5) 基本理念5：性の相互理解及び健康な生活への配慮

男女が、お互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されること

### (6) 基本理念6：国際的な取組と協調

国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること

#### 西都市男女共同参画推進条例 前文

男女が個人として尊重され、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することは、私たち市民の共通の願いである。

西都市においては、これまで、国際社会や国等の動向を踏まえつつ、平成11年3月には「西都市女性プラン21」を策定するなどして、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く存在しており、真の男女平等には至っていない状況にある。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の急速な進展等により私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題も生じてきている。

このような状況の中、西都市がさらに生き活きとした元気あふれるまちとして発展し続けるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにして、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女一人ひとりが生き活きと元気に暮らしていける西都市を築くため、この条例を制定する。

## 2 行政、市民、事業者等の責務

### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、市行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

### （事業者等の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する者について、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### 3 基本目標

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標のもと具体的施策を展開します。

#### (1) 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる年代の市民に対して、その理念や目的、意義等の周知・啓発や固定的性別役割分担意識等の見直し等の周知・啓発をすすめていきます。

誰もが互いに人権を尊重し、責任も分かち合い、ジェンダー平等の実現に向けて、意識・慣行の見直しを継続的に進めるとともに、多様性の観点を重視し、多様な性のあり方にも配慮した男女共同参画社会の推進を図ります。

また、幼児教育や学校教育の場をはじめ、家庭や職場、地域社会において、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に、ジェンダー平等の視点に立った教育・学習に努めます。

#### (2) 基本目標Ⅱ 様々な分野における女性の活躍【女性活躍推進計画】

あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、女性の人材育成・エンパワーメント支援、女性活躍の取り組みを進めます。

また、男女の均等な雇用機会と待遇確保、多様で柔軟な就労・再就職・キャリア形成など、女性のチャレンジを支援するとともに、仕事と家庭生活等を両立するための環境整備に向けた啓発、子育て環境の充実、経営者や管理職を対象とした男性の家庭参画への理解促進の取り組みを強化し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

地域における女性リーダーを育成し、男女がともに地域活動や NPO・ボランティア活動などに参加することで男女共同参画の視点が根づくように支援するとともに、共生・協働社会を目指します。

#### (3) 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

人生 100 年時代を見据えたライフステージに応じた生涯にわたる心とからだの健康支援や生きがいづくり、性の多様性、互いの性を尊重する意識の醸成を総合的に進めます。

性に配慮した健康支援や人権尊重の意識啓発等をすすめ、互いの性や人権等を尊重しつつ、広い視野で多様な価値観を認め合う社会の形成を目指します。

近年、頻発する大規模災害に備え、男女共同参画の視点に立った災害時の対応ができるよう、平常時からの防災に関する活動への女性の参画を促進します。

#### (4) 基本目標Ⅳ 配偶者等からの暴力(DV)の根絶【DV対策基本計画】

人権侵害やあらゆる暴力の根絶を目指し、その未然防止のための意識啓発や相談支援、被害者を支援機関へ適切につなぐ体制の構築・強化を関係機関や市民との協働のもとすすめていきます。

## 4 施策体系

基本目標	重点目標
I 男女共同参画社会の 実現に向けた意識改革	(1) 男女共同参画意識の啓発
	(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
	(3) すべての人の人権の尊重
II 様々な分野における 女性の活躍 【女性活躍推進計画】	(1) 政策・方針決定過程への女性参画拡大
	(2) 就労環境の改善に向けた支援
	(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援体制の整備
	(4) 地域社会における男女共同参画の推進
	(5) 国際理解・協力の推進
III 安全・安心な暮らし の実現	(1) 生涯を通じた健康づくり
	(2) 生活上の困難を有する市民への支援
	(3) 防災対策の分野における男女共同参画の推進
IV 配偶者等からの 暴力（DV）の根絶 【DV対策基本計画】	(1) DV防止の推進
	(2) 安心して相談できる体制づくり

具体的施策	頁
①情報発信の充実	32
②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	32
①男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の充実	34
②多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	34
①人権尊重のまちづくり	36
②人権擁護等の相談・支援体制づくり	36
③西都市パートナーシップ宣誓制度の普及啓発	36
①審議会・委員会等への女性登用推進	38
②女性人材の育成・確保	38
①雇用の場における男女間格差の解消	42
②多様な働き方を支援するための就業条件・環境の整備	42
③就労・起業支援	43
①仕事と生活との調和のための体制整備の促進	45
①地域社会における男女共同参画の促進	47
②市民と行政との協働によるまちづくり・市民活動の推進	47
①国際交流・人材育成の推進	48
①健康づくり支援	51
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識の浸透	51
③自殺対策	51
①多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実	53
②高齢者・障がい者の生活や社会参画に対する支援の充実	53
③ひとり親家庭への支援の充実	53
④生活困窮世帯が安心して暮らせる環境整備	54
⑤誰もが暮らしやすい環境整備	54
①男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進	55
②地域防災活動における女性参画の推進	55
①あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発	59
②セクシュアル・ハラスメント等対策の推進	59
①相談窓口の周知と相談体制の充実	62
②被害者支援の充実	62





## 第4章 施策の展開



# 基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

SDGs  
関連分野



## (1) 男女共同参画意識の啓発

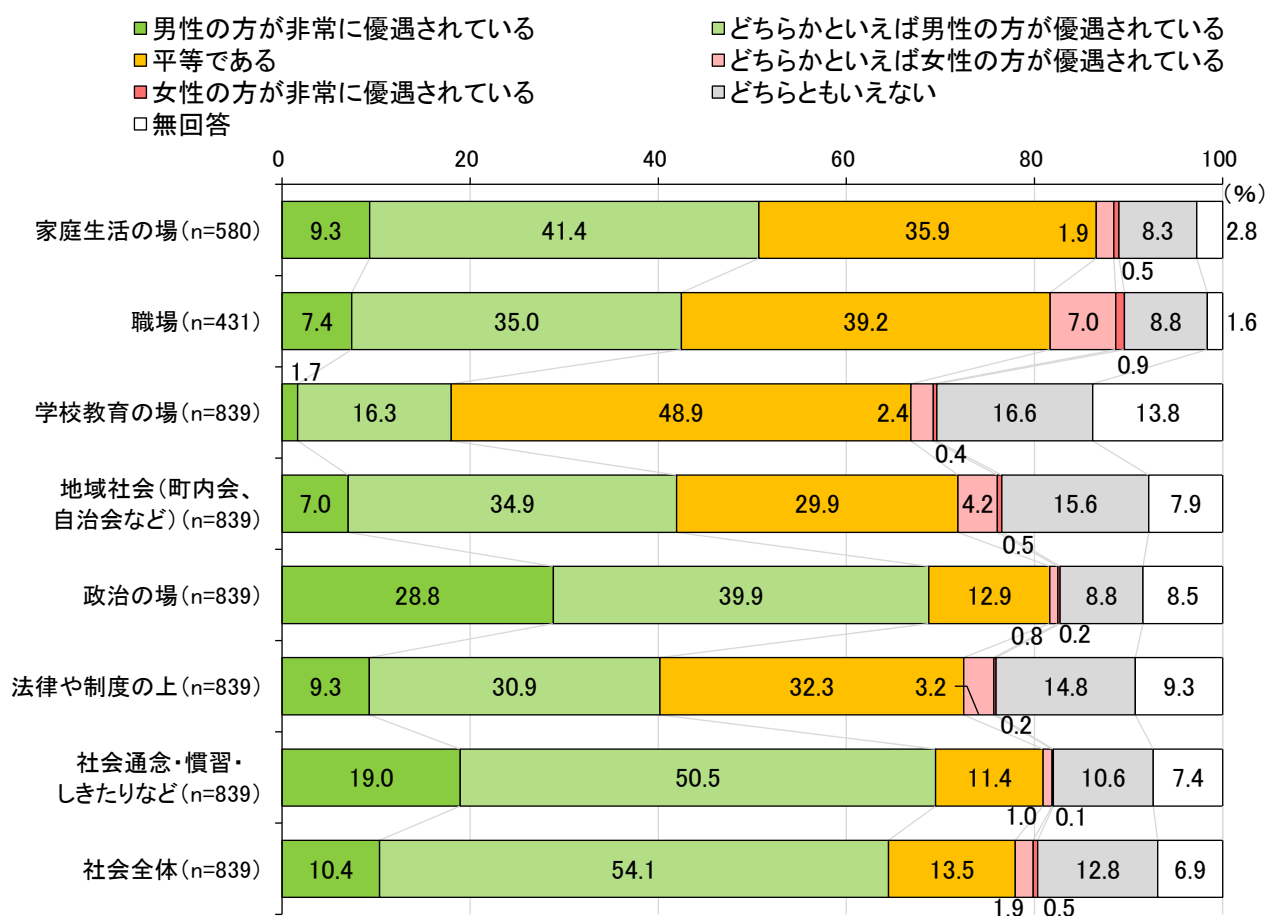
### 【現状と課題】

私たちの暮らしの中には、ジェンダー（社会的性別）に基づく固定的性別役割分担意識が根強く残っており、このことが男女間の格差や不平等感を生み出す要因となっています。

市民意識調査結果によると、男女の地位の平等感について、「学校教育の場」では約半数（48.9%）の人が「平等である」と回答しているものの、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「社会全体」では「平等である」と回答した人が15%未満にとどまっています。また、すべての分野において「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は、「女性の方が優遇されている」と回答した人の割合より高くなっており、『男性優遇』を感じている人が多いのが現状です。

男女共同参画社会の実現に向けては、不平等感をもたらす古くからの慣習や制度を見直すとともに、性別にとらわれることなく一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野に参画する機会が確保される社会づくりが必要です。

図表 分野別男女の地位の平等感



資料：市民意識調査結果

## 【施策の方向性】

職場や地域、家庭などあらゆる場面において、性別に関係なく自らの意思で個性や能力を十分に発揮することができる社会を目指し、男女共同参画に関する認識・理解を深めるとともに、その定着を図るため、講演会等の開催やメディア等を活用した広報・啓発活動を積極的に行います。

## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	情報発信の充実	男女共同参画社会に対する市民の認識と理解を深めるため、市が発行する広報紙やホームページ、SNS 等を通じて、意識向上の啓発を推進します。	市民課
		男女共同参画の理解促進を図るため、男女共同参画研修や講演等を開催し、広報・啓発活動に努めます	市民課
		「男女共同参画週間※」や「人権週間・人権啓発強調月間※」を通じて男女平等への認識を深めるとともに、市民への情報提供を図ります。	市民課
②	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	職場・学校・家庭・地域など、あらゆる場面において、男女共同参画の理解を深めるため、各年代に応じた広報・啓発に努めます。	市民課
		社会における活動について、男性と女性が対等でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、相談体制の充実に努めます。	市民課

※ 男女共同参画週間：男女共同参画社会基本法（平成 11 年(1999 年)6 月 23 日法律第 78 号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。

※ 人権週間・人権啓発強調月間：1948 年(昭和 23 年)12 月 10 日、国際連合の第 3 回総会において、世界の全ての人々と国々とは達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択された。これを記念して、わが国では毎年 12 月 4 日から 10 日までの 1 週間を「人権週間」と定めており、この週間中に、全国各地において集中的な人権啓発活動が行われる。また本県では、8 月を「人権啓発強調月間」と定め、人権の大切さについて考えるきっかけとなるような様々な取組を行っている。

## (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

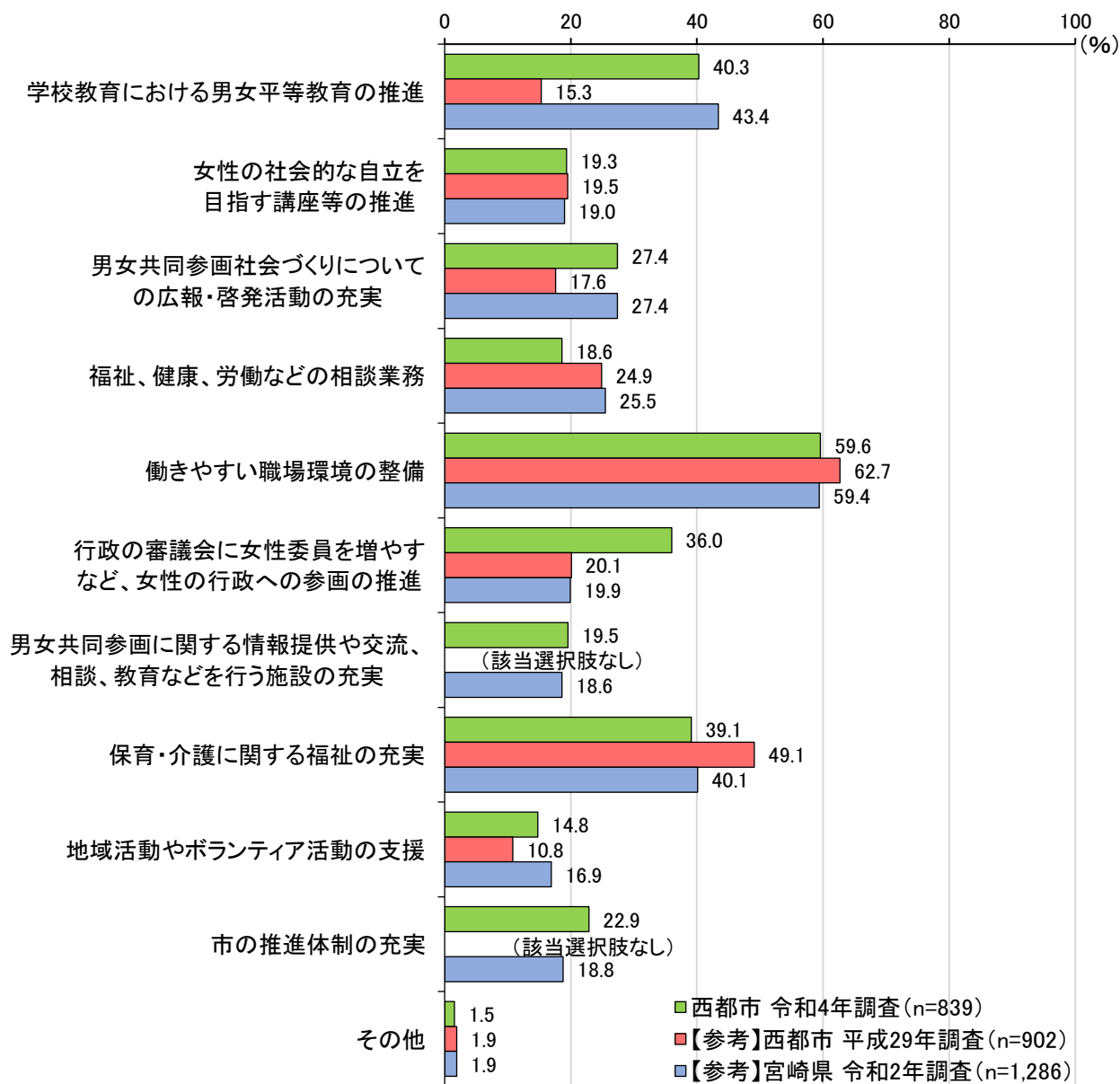
### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、子どもの頃からの教育や意識啓発が大きく影響します。

次世代を担う子どもたちが、性別によって個々の可能性を阻まれることなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等の考えに基づいた教育を推進し、一人ひとりの個性を尊重した教育や進路選択指導を行うことが重要です。

今回の市民意識調査結果を見ると、前回調査と比較して、特に「学校教育における男女平等教育の推進」への期待が大きくなっていることが伺えます。男女共同参画の考え方を社会全般に定着させるため、男女が共に生涯にわたって、男女共同参画の視点を学び、あらゆる場への参画を促す環境づくりや学習機会の充実を図る必要があります。

図表 男女共同参画社会の形成に向け、市に期待すること



資料：市民意識調査結果

## 【施策の方向性】

男女共同参画への理解を深めるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人生を通じたそれぞれの段階ごとに、男女共同参画推進に向けた教育・学習機会を積極的に提供し、参加促進を図ります。

## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育の充実	学校教育の場において、人権感覚を身に付けるための指導の充実を図るため、教育関係者に対する意識の啓発や研修体制の強化に努めます。	教育政策課
		生涯学習等、市民を対象とした社会教育の場を通じて、男女共同参画に関する学習機会の提供や意識の啓発に努めます。	社会教育課
		相手の立場を理解し、助け合うような人格形成を図るため、子育て中の親やこれから親になる人などを対象とした家庭教育に関する学習機会の提供を図るとともに、情報の提供にも努めます。	社会教育課
		市民が男女共同参画の視点に立って、インターネットや携帯電話等の多種多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、選択し、活用する能力(メディア・リテラシー※)の育成に努めます。	市民課
②	多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	ジェンダー平等の観点から、性別に左右されない職業観等を身に付けるためのキャリア教育を推進します。	教育政策課
		市民一人ひとりが充実した人生を送ることを目指し、生涯にわたって行う学習への支援に努めます。	商工観光課 社会教育課
		職業能力開発事業※など、各種講座等の開催や情報提供の充実を図り、女性が自らの意識と能力を高めるための教育・学習機会の充実を促進します。	商工観光課 社会教育課

※ メディア・リテラシー：メディアからの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

※ 職業能力開発事業：行政・団体等が市民の技術力、能力を高めるための研修会・講座等を開設して就業機会の拡充を支援する事業。

### (3) すべての人の人権の尊重

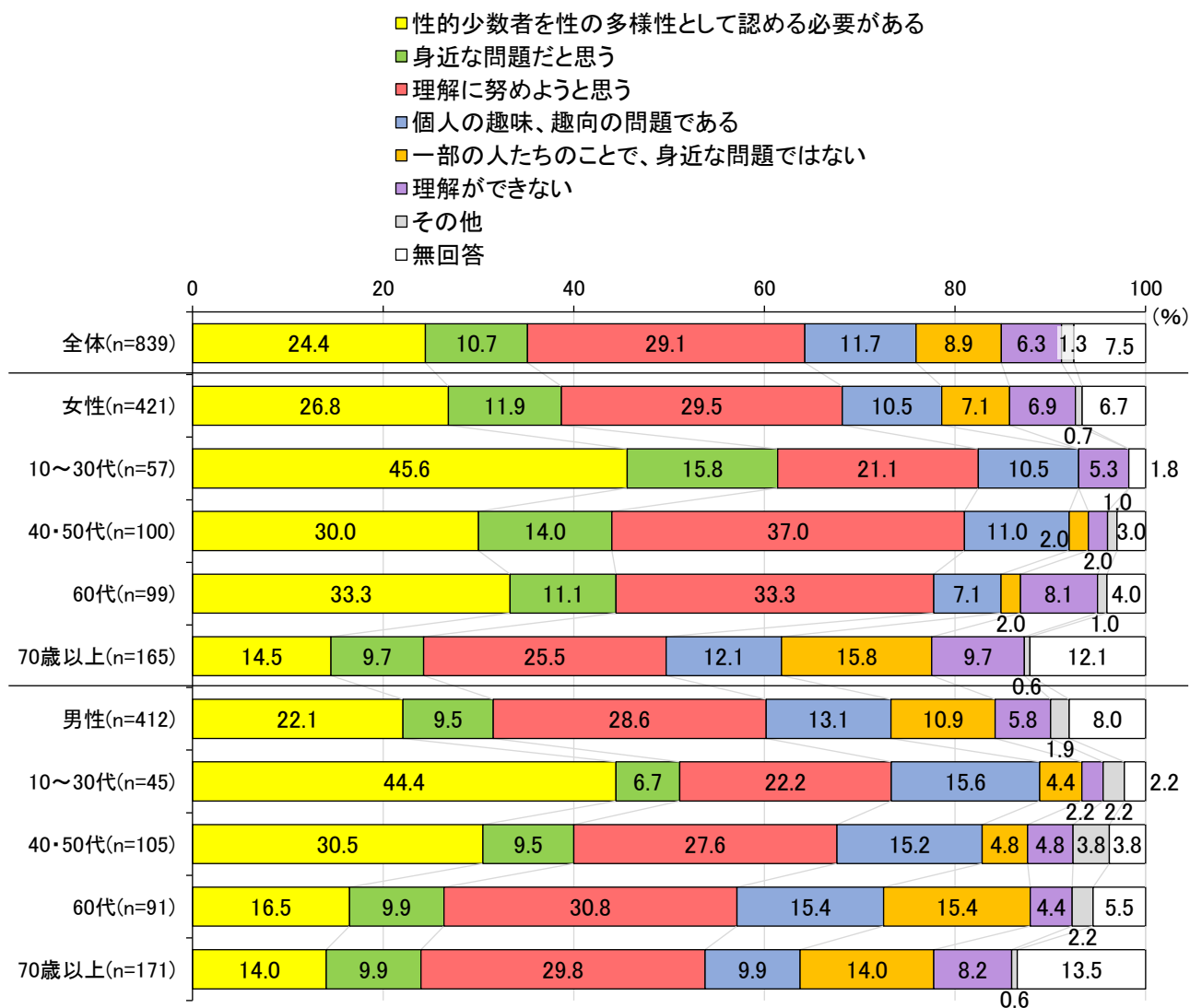
#### 【現状と課題】

男女共同参画社会の基礎となる理念は、すべての人の人権の尊重です。性別・年齢・国籍・出身・思想・障がい・性自認・性的指向※などのあらゆる違いにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

市民意識調査結果より、性の多様性についてどのような考えを持っているかについて、全体では「理解に努めようと思う」と回答した人の割合が 29.1%と最も高く、次いで「性的少数者を性の多様性として認める必要がある」が 24.4%と、性の多様性について理解が広がっている状況が読み取れます。

しかし、年代別で見ると、「性的少数者を性の多様性として認める必要がある」、「身近な問題だと思ふ」、「理解に努めようと思う」を合わせた肯定的な回答をした人の割合は、年代が高くなるほど低くなる傾向にあり、理解促進のための啓発・支援活動に取り組む必要があります。

図表 性の多様性について、どのように考えているか



資料：市民意識調査結果

※ 性的指向：性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

## 【施策の方向性】

市民一人ひとりが性の多様性を認め合い、お互いの個性を尊重しあえる社会の実現に向け、人権への理解を深めるための啓発・広報活動を行います。

また、誰もが相談しやすい環境を整備するとともに、支援制度の充実を図ります。

## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	人権尊重のまちづくり	「人権啓発強調月間」や「人権週間」に合わせ、人権啓発活動を推進します。	市民課
		行政・警察・地域・企業・学校等が連携して、児童の安全確保及び、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取り組みに努めます。	生活環境課 教育政策課
		性的少数者に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等を実施します。	教育政策課
		LGBTQ <sup>*</sup> を含む性の多様性への理解の促進に向けて、各種媒体を活用した情報提供を行います。	市民課
②	人権擁護等の相談・支援体制づくり	人権擁護等の相談事業や情報提供等の充実を図り、市民のニーズに合った窓口づくりに努めます。	市民課
③	西都市パートナーシップ宣誓制度の普及啓発	西都市パートナーシップ宣誓制度について、市民・事業所に広く普及啓発します。	市民課

## 《基本目標Ⅰの成果指標》

事業	成果指標	所管課	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
男女共同参画意識の啓発	固定的な性別役割分担を否定する人の割合	市民課	64.6%	70.0%
男女共同参画講演会講師派遣事業	講師派遣を行った団体数	市民課	1団体	6団体
人権特設相談所の開催	人権擁護委員 <sup>*</sup> による人権特設相談所の開催数	市民課	12回	12回
生涯学習講座(公民館講座)	生涯学習講座への受講者数に占める女性の人数	社会教育課	総数 207人 女性 178人	総数 800人 女性 600人
西都市パートナーシップ宣誓制度の普及啓発	啓発回数	市民課	1回	2回

※ LGBTQ：女性の同性愛（Lesbian）、男性の同性愛（Gay）、両性愛（Bisexual）、性別にとらわれない在り方を持つ人（Transgender）、性的指向・性自認が定まらない人（QueerまたはQuestioning）の頭文字をつなげた略語で、いわゆる性的少数者の総称。

※ 人権擁護委員：法務大臣から委嘱された民間のボランティア。地域住民の基本的な人権の擁護と人権啓発活動に努め、人権に関する悩み相談を受ける。



## 2 基本目標Ⅱ 様々な分野における女性の活躍

SDGs  
関連分野



### (1) 政策決定・方針決定過程への女性参画拡大

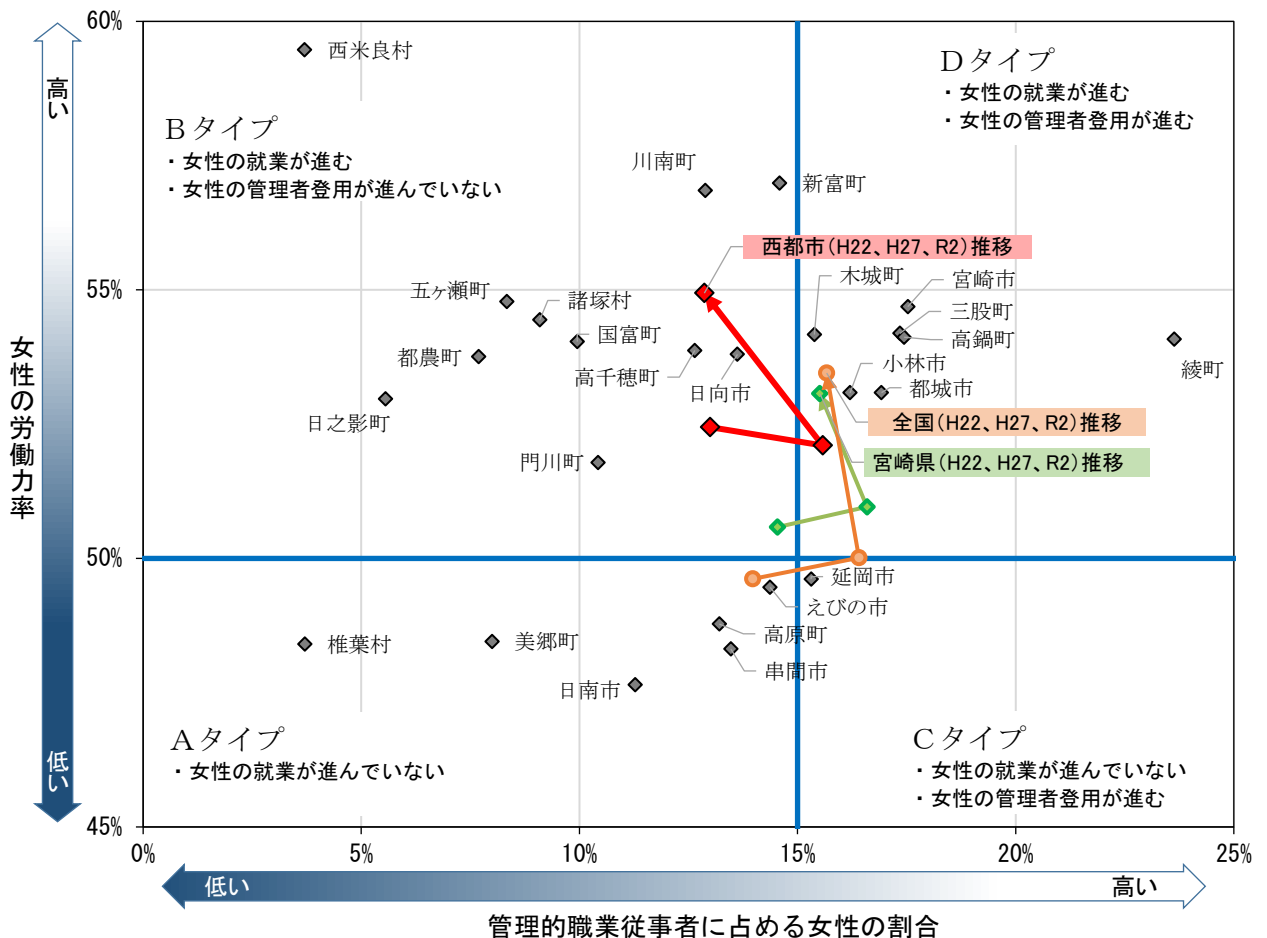
#### 【現状と課題】

国際社会共通の目標である「SDGs(持続可能な開発目標)」では、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、女性の政策・方針決定過程への参画を推し進めていく必要があります。

西都市の女性の労働力率は増加傾向にあり、令和2年の女性の労働力率は、県平均を上回っています。一方、令和2年の女性の管理的職業従事者割合は、県平均を下回っている状況にあります。

西都市における政策・方針決定過程において、議会は女性議員の登用が進んできたものの、地域や自治体職員の女性管理職の登用が進んでいないことから、今後、女性の意見や視点をより一層市政に反映させるためにもあらゆる分野において女性の登用増が必要です。

図表 女性の就業割合・管理的職業割合（令和2年）



資料: 国勢調査

### 【施策の方向性】

男女が共に意思決定過程に積極的に参画し、責任を担うとともに、多様な意思が政策・方針決定に公平・公正に反映されるために、政策・方針決定の場である審議会や委員会等において、ジェンダーバランスのとれた委員構成となるよう、女性委員の積極的登用に取り組みます。

また、西都市特定事業主行動計画に基づき、市管理職等への女性職員の積極的な登用を図ります。

### 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	審議会・委員会等への女性登用推進	審議会等への女性の登用について、目標値を達成するために積極的な女性登用を図るとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	全庁
		西都市特定事業主行動計画に基づき、成績主義の原則を踏まえた上で、能力や実績、適性や意欲等を適切に評価し、管理職への女性職員の登用を図ります。	総務課
		管理職への女性登用を図るよう、各種公共団体、民間団体、企業等へ要請し、あらゆる機会における女性の積極的登用を促進します。	市民課
②	女性人材の育成・確保	パネル展や市ホームページ等を通じ、女性活躍推進のための取り組みや情報等を提供します。	市民課
		女性が活躍できる能力を身に付けるため、様々な分野における女性への学習機会の充実を図ります。	商工観光課 社会教育課

## (2) 就労環境の改善に向けた支援

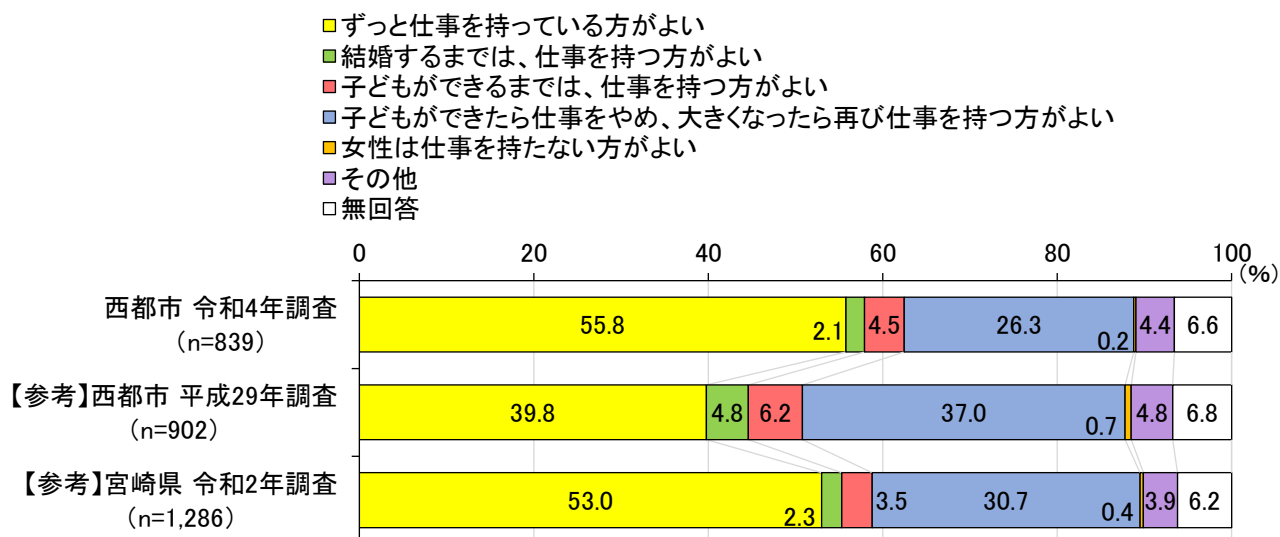
### 【現状と課題】

国においては、職場での男女間格差の是正や就業環境の見直しを図るための法整備が進められていますが、依然として、「男性は仕事・女性は家庭」という意識が根付いている状況にあります。

市民意識調査結果より、女性の就業に対する考え方について、前回調査と比較すると、「ずっと仕事を持っているほうがよい」の占める割合は高くなっており、西都市の就業者数・就業者に占める女性の割合も年々増加傾向にあります。

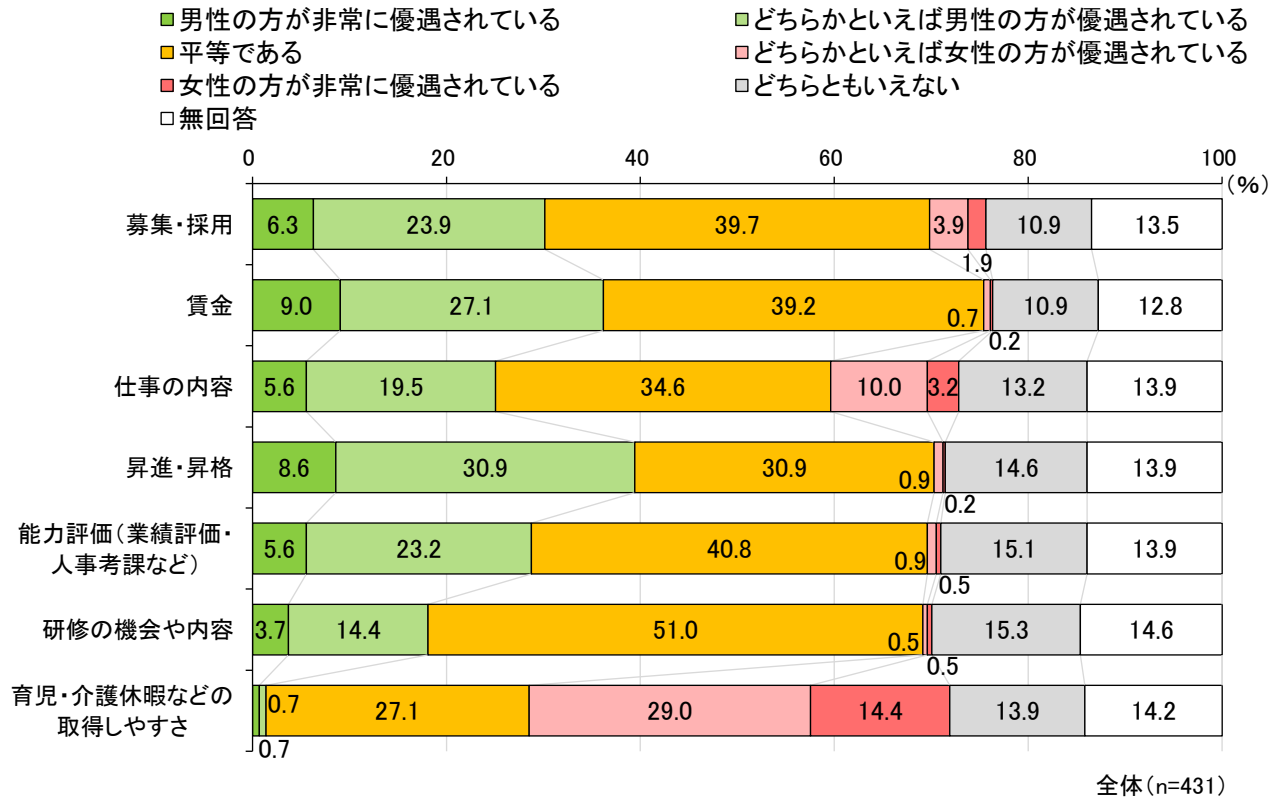
一方、職場での男女平等感については、「昇進・昇格」や「賃金」の面では「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が高く、「育児・介護休暇などの取得しやすさ」では「女性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば女性のほうが優遇されている」の割合が高くなっており、職場においても固定的性別役割分担意識が払拭できていない状況が見られます。

図表 女性の就業に対する考え方



資料：市民意識調査結果

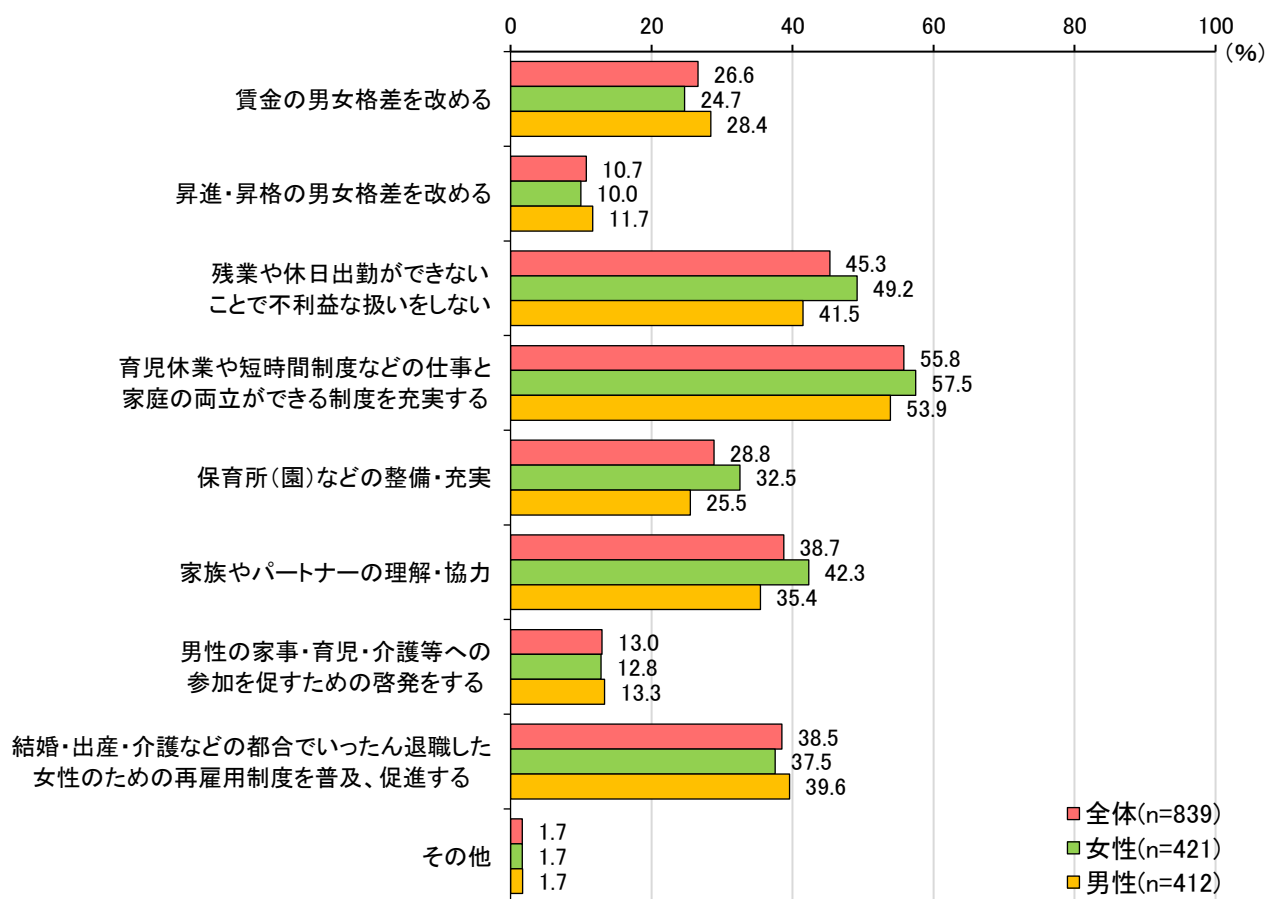
図表 職場での男女平等感



資料：市民意識調査結果

女性が結婚・出産後も仕事を持ち続けるためにはどのようなことが必要だと思うかについて、全体を見ると、「育児休業や短時間制度などの仕事と家庭の両立ができる制度を充実する」の割合が最も高く、次いで「残業や休日出勤ができないことで不利益な扱いをしない」、「家庭やパートナーの理解・協力」が挙げられており、女性が働き続けられるよう、男女が共に平等な立場で働くことのできる職場環境整備の促進や、就労・能力開発への支援を行っていくことが重要です。

図表 女性が結婚・出産後も仕事を持ち、働き続けるためにはどのようなことが必要か



資料：市民意識調査結果

### 【施策の方向性】

雇用の場における男女間格差の是正及び妊娠・出産・育児・介護等を理由とした不利益取扱いの根絶、セクシュアル・ハラスメント※の防止などの取り組みを推進するために、事業者に対して積極的改善措置(ポジティブ・アクション※)についての情報提供や啓発を行い、機運の醸成に努めます。

また、働くことを希望する女性に対し、自分に合った働き方を選択できるよう、能力開発や就労、起業といった女性のチャレンジに対する支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、仕事と育児・介護等の両立のための制度の定着促進及び支援内容の充実を図ります。

※ セクシュアル・ハラスメント：職場または教育現場において、優越的地位や継続的關係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えたりして、環境が害されたりすること。

※ ポジティブ・アクション：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	雇用の場における男女間格差の解消	男女雇用機会均等法の履行確保のため、関係機関と連携しながら、企業・事業者に対する周知を図ります。	商工観光課
		中小企業勤労者等の福利厚生向上を図るとともに、生活の安定と勤労意欲向上を目指すため、総合的な福祉事業の周知範囲の拡大に努めます。	商工観光課
		各種の広報等を通じて、就労における男女平等意識が浸透するように努めます。	市民課
		職場において、働きながら安心して子どもを産み育てることができ環境の整備を促進します。	総務課 商工観光課
		企業・事業者における女性の能力発揮のための積極的な取り組みの促進を図るため、関係機関と連携しながら情報の提供に努めます。	商工観光課
		各種ハラスメント防止に向けて企業・事業者に対する意識の啓発を推進します。	商工観光課
		②	多様な働き方を支援するための就業条件・環境の整備
デジタル技術を活用して新たに経営環境の改善等の取組を行う事業者を支援します。	商工観光課		
働く場において、多様な人材（特に女性）がその能力を発揮できるように、職業能力の習得・向上に向けた講座等の実施や情報の提供に努めます。	商工観光課		
パートタイム労働者の雇用管理改善等に関する法律及び指針の周知を図ります。	商工観光課		
労働に対する正当な評価、就業条件、就業環境の整備を図り、家族一人ひとりの経済的地位の向上に努めます。	商工観光課 農業委員会		
知識や技術、経営管理能力の取得のための研修や交流等を促進し、技術・経営管理能力の向上を図ります。	商工観光課		
生産と生活の両面において、過重な負担を負うことがないように、育児や介護との両立を支援するための支援体制の整備に努めます。	商工観光課		

No	施策	施策の内容	所管課
②	多様な働き方を支援するための就業条件・環境の整備	子ども・子育て支援事業計画に基づき、延長保育、一時預かり保育、学童保育等の子育て支援に取り組みます。	福祉事務所
		介護者の負担軽減を図るため、利用者に必要な介護・福祉サービスの提供に努めます。	健康管理課 福祉事務所
		特定事業主行動計画に基づき、ノー残業デー等の周知による時間外勤務の縮減、及び育児・介護休暇、年次有給休暇等の取得率向上に努めます。	総務課
		農林業の経営を家族の話し合いと男女の共同参画によって充実・成長させるために、家族経営協定の締結を促進していきます。	農業委員会
③	就労・起業支援	再就職を希望する女性に対して、積極的な情報の提供を推進します。	商工観光課
		独立開業を志す人に対し、情報の提供、人材の育成、資金の確保など様々な面からの支援に努めます。	商工観光課

### (3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援体制の整備

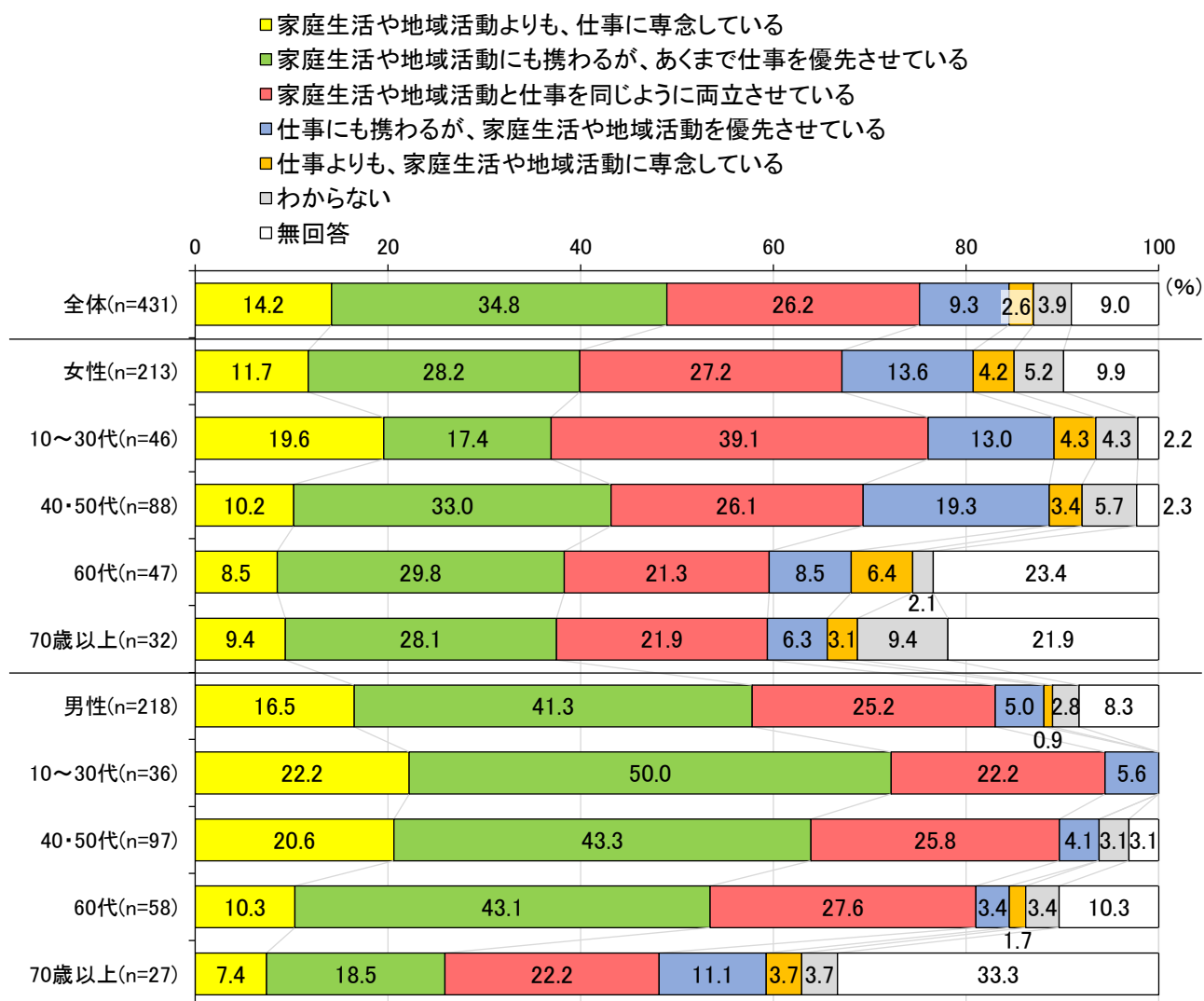
#### 【現状と課題】

夫婦共働き世帯の増加など、家庭の形が変化している近年、子育てや介護等を男女が共に担っていくことが重要です。しかし、我が国では、男性中心型労働慣行が依然として根付いており、女性が子育てや介護等を担っている場合が多く、負担が偏っている現状があります。

市民意識調査結果を見ると、「仕事」、「家庭生活」、「地域活動」の優先度について、男性では「仕事」を優先する人の割合が最も高く、女性では特に10代から50代の間で「仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させている」と回答した人の割合が、男性及び60代以上の女性と比較して高い傾向にあります。

このような現状を踏まえ、社会全体で男女がお互いに尊重し合い、協力して仕事と家庭生活に参画できる環境の整備を促進していくことが重要になります。

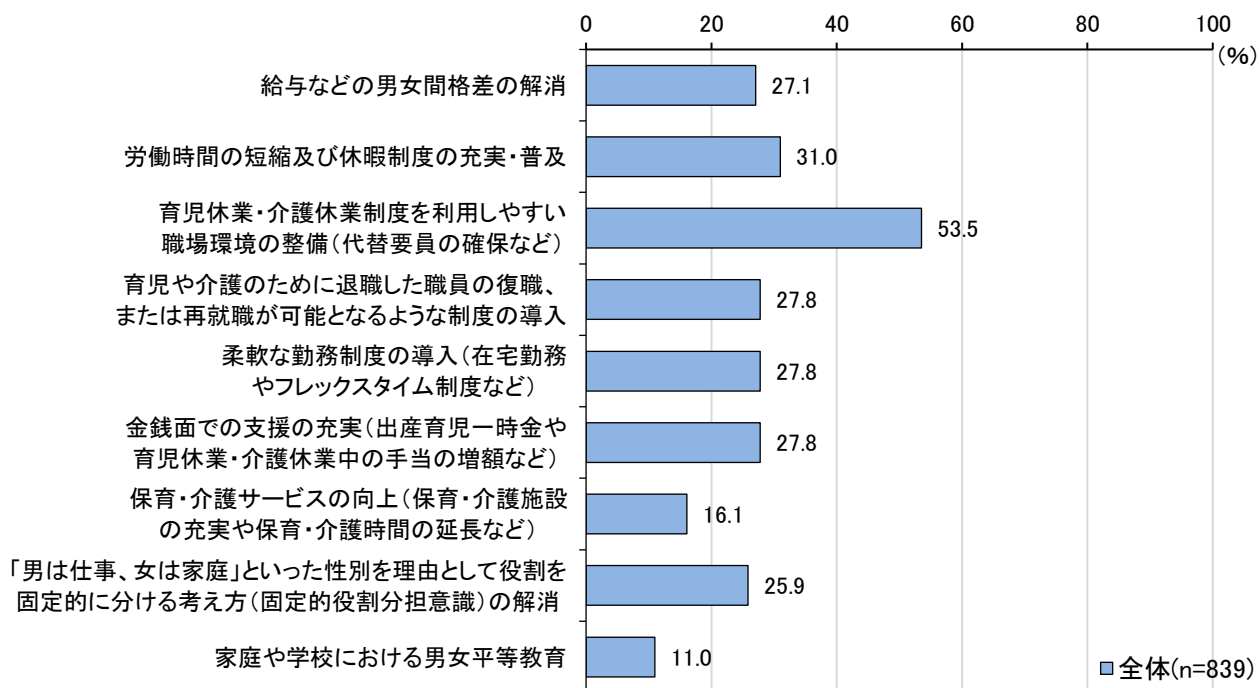
図表 「仕事」、「家庭生活」、「地域活動」の優先度(現状)



資料：市民意識調査結果



図表 男性も女性も仕事と家庭生活や地域生活の両立を可能とするための取り組み



資料：市民意識調査結果

### 【施策の方向性】

男女が協力し合いながら仕事と家庭を両立させるために、家庭や事業者におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取り組みを推進するとともに、事業者と連携した啓発や情報提供を行い、男性中心型労働慣行の見直しを含めた労働環境の整備に努めます。

### 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	仕事と生活との調和のための体制整備の促進	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報啓発活動を図り、ワーク・ライフ・バランスを促進します。	市民課
		希望すれば、育児休業・介護休業を取得できるよう、企業・事業者に対して制度の一層の整備を促進します。	商工観光課
		関係機関と連携しながら、仕事と育児・介護等の両立のための制度の定着促進を図ります。	商工観光課
		男性の育児休業制度・短時間勤務制度の利用の促進に取り組みます。	総務課 商工観光課
		就業環境の整備を図り、家庭や地域活動への男性の参画を促進するとともに、仕事と生活が両立できる基盤づくりに努めます。	総務課
		ワーク・ライフ・バランスを実現するために、「家族の協力と理解」が得られるように、機運の醸成・啓発に努めます。	市民課 社会教育課

## (4) 地域社会における男女共同参画の推進

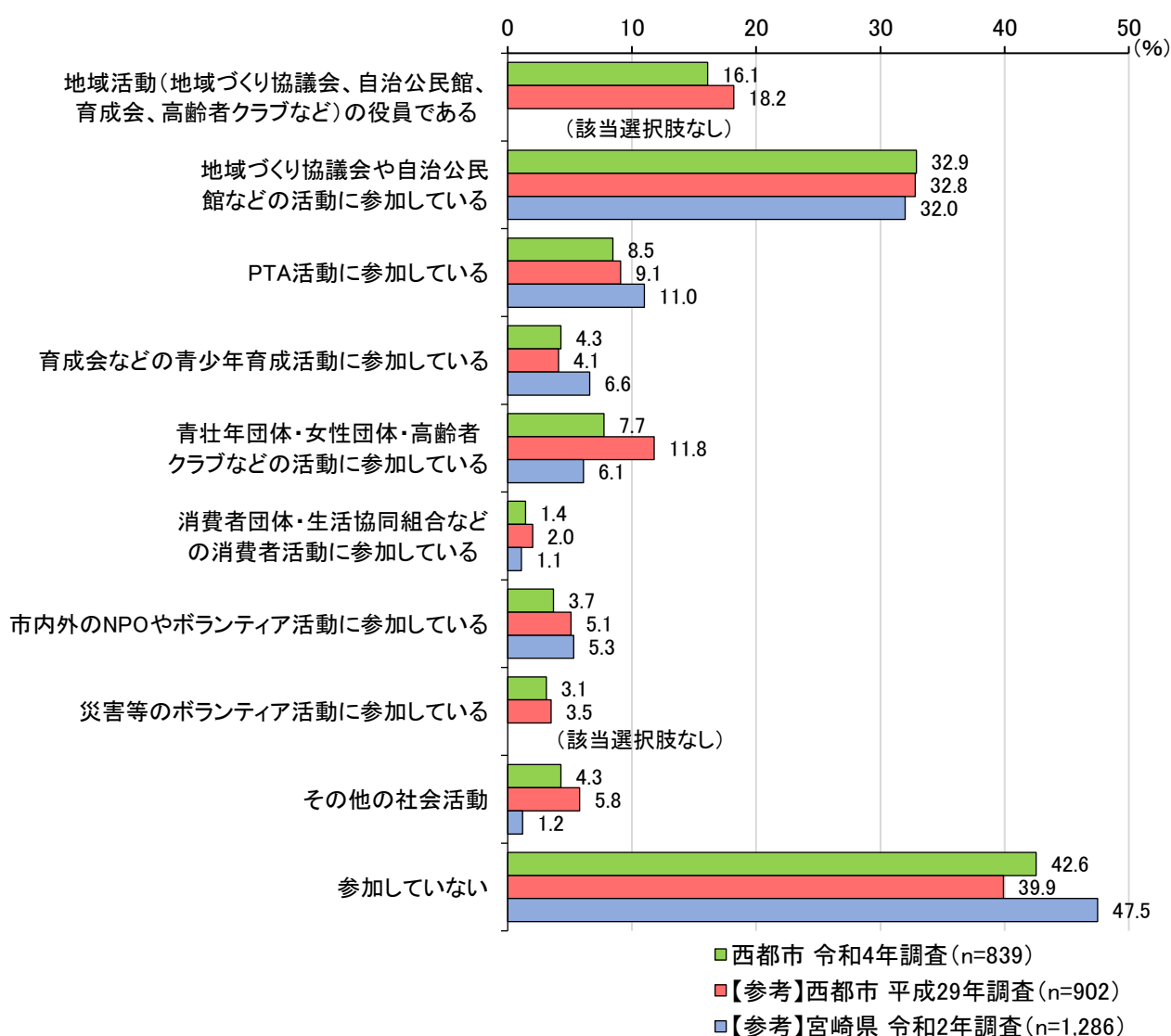
### 【現状と課題】

市民や地域のニーズが多様化し、行政によるサービスだけでは対応することが難しくなっており、地域住民の積極的な参画による地域活動の活性化が今後ますます重要になってきます。

市民意識調査結果を見ると、「地域づくり協議会や自治公民館などの活動に参加している」と回答した人は全体の約3割となっており、持続可能な社会の実現に向けて、地域活動や環境保全等に関わる新たな人材の育成や地域活動にあまり関心のない人たちが参画しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

また、西都市の男女別産業分類別就業者数では、男女ともに「農業」の就業者数が最も多くなっていますが、慣行や習慣によって女性の意見が事業内容に反映しにくい現状があります。6次産業化※の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっている今日において、男女が対等なパートナーとして経営等に参画できるような働きかけが必要不可欠です。

図表 地域活動への参加状況



資料：市民意識調査結果

※ 6次産業化：地域の第1次産業とそれに関連する第2次・第3次産業（加工販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組である。

## 【施策の方向性】

さまざまな分野における地域活動をより一層活性化するために、性別、年齢に関わらず誰もがその担い手となるよう意識の醸成に努めるとともに、各市民活動団体等と連携し、情報提供や活動支援を行います。

また、農林業・商工業等の自営分野において、家庭経営協定の普及および活用方法の検討や、講座・講演会等の開催をとおして、女性の参画拡大を図ります。

## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	地域社会における男女共同参画の促進	農林業・商工業等の自営業を対象とした男女共同参画のための啓発活動の促進や講座・講演会等の開催に努めます。	商工観光課 農林課
		農林業・商工関係団体への女性の参画を推進し、これらの分野における方針決定の場への女性の参画拡大を図ります。	商工観光課 農林課
		農業者年金の女性加入推進に向けて、周知・広報活動に取り組みます。	農業委員会
		地域活動における女性の参画を促進するため、男女共同参画の視点や市民のニーズを取り入れた広報啓発活動の充実を図ります。	市民課
		女性グループ・団体等の活動を促進するため、人材の育成、配偶者の理解、ネットワーク化などを支援します。	市民課
		地域づくり協議会と連携して、自治会活動、自主防災活動に女性の積極的な参加を促します。	危機管理課 市民課
		子ども達（保護者を含む）に、地域の子ども会・スポーツ少年団等の活動の中で、男女共同参画の必要性を啓発します。	スポーツ振興課 社会教育課
		市民一人ひとりが地域や職場・社会において環境保全活動に積極的に参加することを支援します。	生活環境課
②	市民と行政との協働によるまちづくり・市民活動の推進	市民が地域活動をしやすい環境づくりに努めるとともに、地域間におけるネットワーク形成を促進します。	市民課
		積極的な情報の提供と活動支援に努め、地域における市民活動を推進します。	市民課
		男女共同参画の視点に立った地域コミュニティを構築するために、地域における男女共同参画意識の啓発を推進します。	市民課
		広報活動を充実させ、地域における男女共同参画社会の実現に向けた意識と基盤づくりを推進します。	市民課

## (5) 国際理解・協力の推進

### 【現状と課題】

男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされており、国際社会においては、人種や国籍を問わず、多様性尊重の視点に立って施策を推進していくことが求められています。

国際的な視点から日本における男女共同参画の推進状況について考えてみると、世界経済フォーラム（WEF）が公開している、各国における男女間格差を数値化した「ジェンダーギャップ指数（賃金格差や政治への参加など、複数の観点から男女間格差を図ることで、各国が現状を把握し、改善に繋げることを目的として毎年公開されており、順位が低いほど男女間格差が大きいことを示している）」の総合順位は、146カ国中125位であり、男女共同参画についての取り組みが普及しているとはいえません。

男女共同参画社会を実現するためには、日本の取り組みだけではなく、各国の現状や取り組みを学び、自分たちの現状について考え、男女共同参画への理解を深めていくことも大切です。

### 【施策の方向性】

国際的な男女共同参画の現状や取り組みについて、市民に対して積極的な情報提供を行い、国際的視野に立った男女共同参画意識の醸成に努めるとともに、国際交流をとおして、人種や国籍が異なる人々が、多様な文化や価値観の違いを認め合い、お互いに尊重し合いながら共に生活していく多文化共生社会づくりを推進します。

### 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	国際交流・人材育成の推進	男女平等に対する国際的な取り組みについて、情報の提供を図ります。	市民課
		国際交流による幅広い視点を持つ人材の育成を図ります。	総務課 総合政策課 スポーツ振興課 教育政策課 社会教育課

《基本目標Ⅱの成果指標》

事業	成果指標	所管課	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
各種審議会における女性の登用促進	審議会等における女性の登用率	市民課	28.0%	33.0%
市役所における管理職等登用	課長職以上に占める女性の割合	総務課	4.2%	R7年度* 10.0%
市役所における男性職員の育児休業制度	取得率	総務課	0.0%	R7年度* 10.0%
市役所における男性職員の配偶者出産休暇制度	取得率	総務課	100%	90.0%
認定農業者数の女性の構成率向上	認定農業者に占める女性の割合	農林課	5.0%	6.0%
新規就農者数	新規就農者に占める女性の割合	農林課	総数10人 女性3人	総数20人 女性2人
家族経営協定の締結促進	締結件数	農業委員会	237件	240件
農業者年金加入推進	農業者年金加入者に占める女性の割合	農業委員会	総数7人 女性3人	総数6人 女性3人
自治公民館における女性の登用	自治公民館長に占める女性の割合	社会教育課	2.3%	4.6%

\*西都市特定事業主行動計画(第2期)の目標値。R8年度以降の値はR7年度までに設定。

### 3 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

SDGs  
関連分野



#### (1) 生涯を通じた健康づくり

##### 【現状と課題】

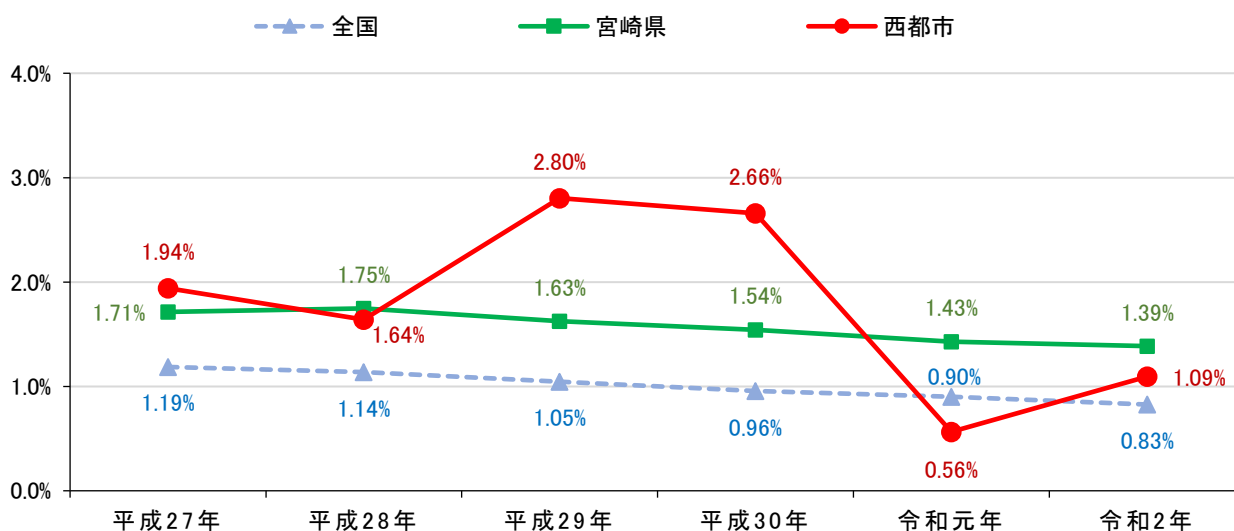
男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会づくりの基本的な条件です。

特に女性は、心身の状況が思春期、出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※」の視点に配慮しつつ、男女がお互いの性差を理解し、尊重し合うことが求められています。

また、若年出産（20歳未満の妊娠・出産）や、思いがけない妊娠、不妊といった性に関する悩みや不安を解消するために、性についての正しい知識と情報を積極的に提供していくことに加え、妊娠・出産期の健康支援に努めていく必要があります。

一方、近年では男性の更年期や、中高年期における心身の不調などの問題も注目されるようになり、男女の身体的特徴やライフステージの違いを踏まえ、生涯にわたって健康支援を行っていくことが重要です。

図表 若年出産割合



資料：各年国勢調査

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。定義の詳細については、第4回世界女性会議行動綱領（1995）のパラグラフ 94.95.106(k)を参照。URL：[http://www.gender.go.jp/international/int\\_norm/int\\_4th\\_kodo/index.html](http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html)

## 【施策の方向性】

リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透を図るため、正しい知識の普及や意識啓発を推進するとともに、女性が安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりのために、相談体制及び支援サービスの充実に努めます。

男女がお互いの性差に応じた健康について理解を深め、尊重する意識を醸成するとともに、性別に関わらずすべての人が、心身の状態に応じた保健・福祉サービスを自らの意思で選択し、生涯にわたって心身共に健康な生活を送るための包括的な支援に取り組みます。

## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	健康づくり支援	疾病の予防や健康管理意識を高めるため、広報活動等を通じた意識啓発活動を推進します。	健康管理課
		様々な年代やライフスタイル※に応じた健康管理が実施できるように、健康診査や健康相談の充実に努めます。	健康管理課
		子宮がん・乳がん検診など、各種の健（検）診の受診率を高めるための啓発活動を積極的に推進します。	健康管理課
		健康や体力の保持・増進を推進し、市民が気軽に参加できるスポーツ大会や教室等の開催の充実に努めます。	スポーツ振興課 健康管理課
②	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識の浸透	妊娠・出産期の女性の健康支援に努めるとともに、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」について、正しい知識の普及に努めます。	健康管理課
		児童・生徒の発達段階に応じ、命を大切に、適切な判断と望ましい行動がとれる性教育を実施します。	教育政策課
③	自殺対策	市の広報で自殺予防やこころのサポーターの周知を行うとともに、チラシ等の配布や各種健康教室において、自殺予防に関する情報提供に努めます。	健康管理課
		相談体制の充実のため、自殺の危険性を早期に見出し、適切な相談・対応を行うための人材（こころのサポーター）養成研修に努めます。	健康管理課

※ ライフスタイル：生活様式。特に環境・趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような個人の生き方。

## (2) 生活上の困難を有する市民への支援

### 【現状と課題】

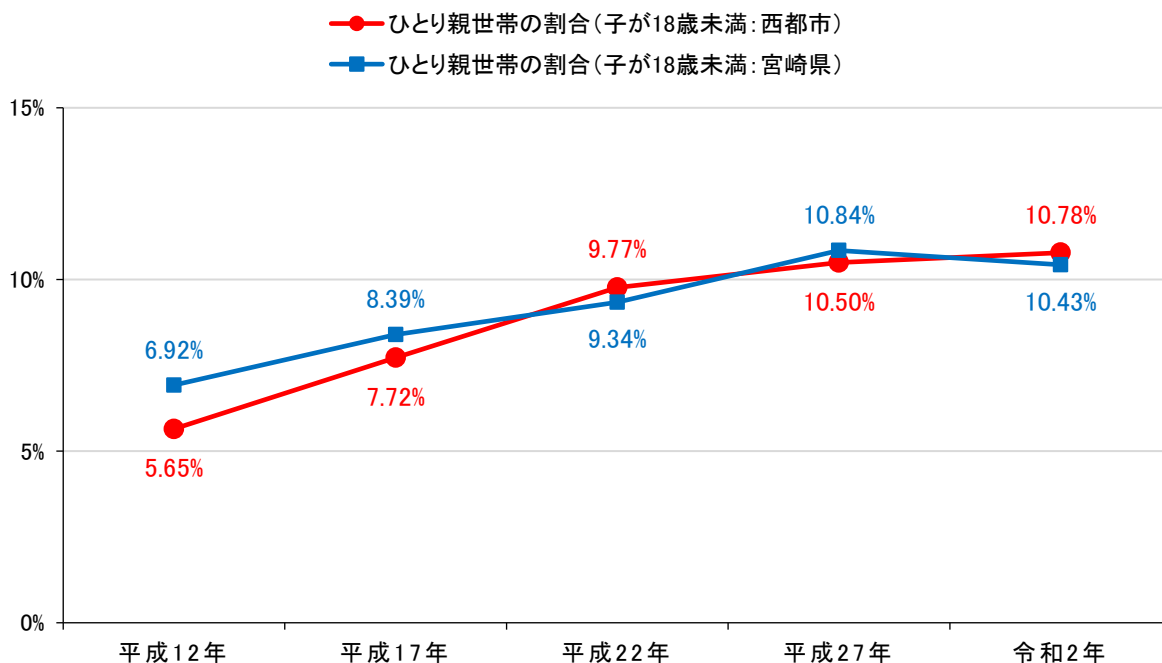
少子高齢化の進行、未婚や離婚による単身世帯及びひとり親世帯の増加、非正規雇用労働者の増加など、家族形態が多様化され、社会の変化を背景に、幅広い層で困難を抱える人が増加しています。

特に女性は、高齢単身世帯に占める割合が高いこと、ひとり親世帯の多くが母子家庭であること、非正規雇用労働者の割合が高いこと、賃金の男女間格差があることなどから、貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

西都市のひとり親世帯の割合は、県平均と同程度で推移し、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、約1割がひとり親世帯となっており、男女共同の視点も取り入れた多面的な支援が必要です。

また、高齢者、障がい者、在住外国人、性的少数者であることなどを理由として困難な状況に置かれている人がいることにも留意しなければなりません。すべての人が社会の一員として、安心して生活を送ることができる環境の整備を進めるほか、それぞれが抱えている状況に配慮した総合的な支援が重要です。

図表 ひとり親世帯の割合の推移



資料:各年国勢調査



## 【施策の方向性】

様々な媒体を通じた情報提供や関係機関との連携により、困難な状況に置かれている人の早期発見及び早期支援に努めるとともに、誰もが地域社会と関わりながら生涯にわたって安心して生活ができるよう、生活実態に応じた個別支援体制の充実や相談支援体制の強化を図ります。

## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実	ライフスタイルの多様化による、延長保育など様々な保育ニーズに対応した保育内容の充実に努めます。	福祉事務所
		育児への不安を解消するため、関係機関と連携を図りながら、相談業務の充実を図るとともに、情報の提供等を行います。	健康管理課 福祉事務所
		仕事と育児・介護を両立しながら就労できるよう、育児休業制度、短時間勤務制度、介護休業制度等の利活用に関する広報・啓発活動を推進します。	福祉事務所
		安心して介護サービスを利用できるよう、施設、サービス内容等の充実に図ります。	健康管理課
②	高齢者・障がい者の生活や社会参画に対する支援の充実	社会参画を希望する高齢者や障がい者に対する情報や機会の提供の充実に図ります。	健康管理課 福祉事務所
		高齢者や障がい者の生きがいづくりのために、各種相談体制や学習機会等の充実に努めます。	健康管理課 福祉事務所 教育政策課 社会教育課
		高齢者や障がい者が暮らしやすい環境整備のため、支援体制の充実に促進します。	健康管理課 福祉事務所
		ユニバーサルデザイン※の考え方に立って、地域における男女共同参画社会の実現に向けた意識と基盤づくりを推進します。	全庁
		高齢者の就労、社会参加を促進するための臨時的・短期的就業の場を提供するシルバー人材センターの充実に図ります。	福祉事務所
③	ひとり親家庭への支援の充実	経済的基盤が弱いひとり親家庭に対して自立と雇用の促進を図るため、関係機関と連携を図りながら就労に関する情報提供などを実施し、社会的自立の支援に努めます。	福祉事務所

※ ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

No	施策	施策の内容	所管課
③	ひとり親家庭への支援の充実	医療費の自己負担分を助成するなど、経済的な自立支援を推進します。	福祉事務所
		育児不安や経済的負担の軽減のため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度 <sup>※</sup> 等の周知に努めます。	福祉事務所
		ひとり親家庭が抱えている様々な問題の解決に向けて、国・県など関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。	福祉事務所
④	生活困窮世帯が安心して暮らせる環境整備	経済的困窮世帯に対し、就学援助制度の周知を行い、学用品費等の必要な援助を行うことで、義務教育の円滑な実施に取り組みます。	教育政策課
		女性の貧困等、生活上の困難に対する支援に努めます。	福祉事務所
⑤	誰もが暮らしやすい環境整備	公文書（申請書等）におけるセクシュアル・マイノリティへの配慮として、行政の公文書（申請書等）における性別欄の見直し等を継続実施します。	全庁
		多様な性の在り方に対応するために、制服等を自由に選択できる環境の整備に努めます。	教育政策課

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度：ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、貸付けを受けられる資金で、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

### (3) 防災対策の分野における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

近年では地震や風水害などの自然災害が多発するとともに、南海トラフ地震の発生が予測されているところであり、避難所運営や物資調達における女性への配慮など、男女共同参画の視点から防災対策を進めることが大切です。

災害の発生はすべての市民の生活を脅かすものですが、高齢者、障がい者、乳幼児、日本語の理解ができない外国人などの要配慮者や、その方々を日常的に介助している女性などがより多くの被害を受けることが懸念されています。

また、防災に関する政策・方針決定過程や現場への女性の参画不足により、災害発生時の男女のニーズの違い等が配慮されていないなど、男女共同参画の視点が不十分な状況が確認されていることから、男女それぞれの視点を踏まえ、防災体制を確立する必要があります。

#### 【施策の方向性】

市民、自主防災組織、行政等がそれぞれの立場で自助・共助・公助を実践し、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

#### 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進	災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いを踏まえた配慮がなされるように取り組みます。	危機管理課
		避難所運営等、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人などに配慮した整備を進めます。	危機管理課
②	地域防災活動における女性参画の推進	女性消防吏員割合の目標を掲げ、女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用も含め、防災現場への女性の参画拡大を図ります。	消防本部
		地域防災のリーダーとなる女性防災士の育成と確保に努めます。	危機管理課

《基本目標Ⅲの成果指標》

事業	成果指標	所管課	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
特定健康診査受診	受診率	健康管理課	32.7%	55.0%
子宮がん検診	受診率	健康管理課	14.1%	R6年度* 25.0%
乳がん検診	受診率	健康管理課	11.6%	R6年度* 25.0%
延長保育事業	利用人数	福祉事務所	538人	現状維持
一時預かり保育事業	利用人数	福祉事務所	8,291人	現状維持
防災現場への女性の参画拡大	消防吏員数に占める女性の割合	消防本部	-	2.0%
地域防災士の養成事業	女性防災士の人数	危機管理課	54人	100人

\*健康日本21(第2次)西都市計画の数値。

本計画の見直し(第3次)の策定を令和6年度に予定しているため

## 4 基本目標Ⅳ 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

SDGs  
関連分野



### (I) DV防止の推進

#### 【現状と課題】

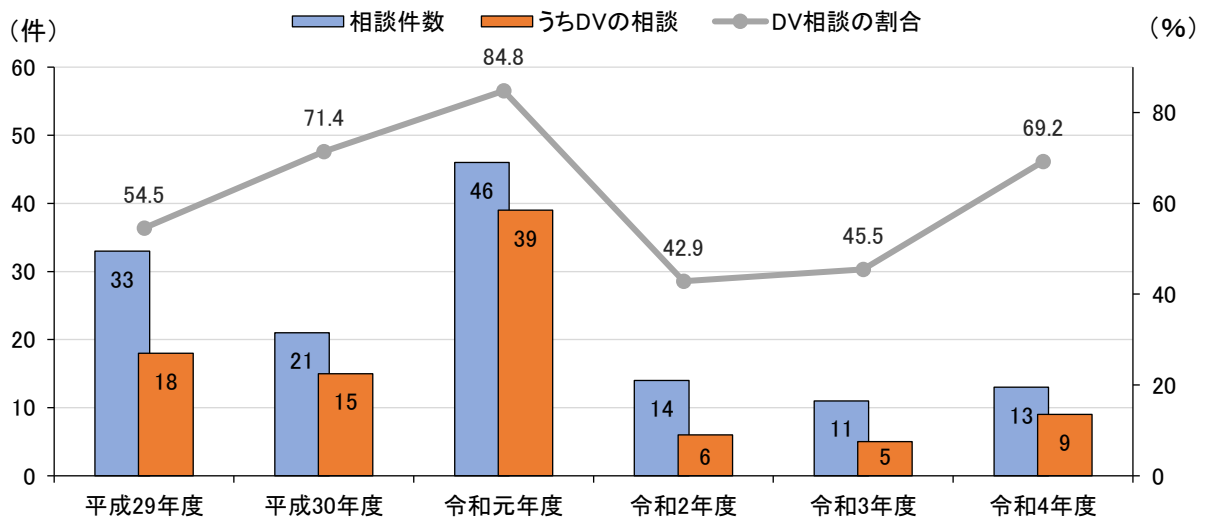
すべての暴力は、犯罪となる行為を含め重大な人権侵害であり、その対象の性別や、加害者と被害者の関係性を問わず、許されるものではありません。特に女性は、配偶者等からの暴力(DV)や性暴力・性犯罪の被害者になることが多く、その被害も深刻です。

県女性相談所への西都市在住者からの相談件数をみると、令和4年度の相談件数は13件となっており、そのうちDV相談の割合は69.2%と、令和2年度以降、徐々に増加傾向にあります。

また、市民意識調査結果より、パートナーから受けた暴力の有無について「そのような経験は全くない」と回答した人の割合が最も高かったものの、前年度調査と比較すると、「大声でどなられる」をはじめ、ほとんどすべての項目で暴力を受けたと回答した人の割合が増加しています。

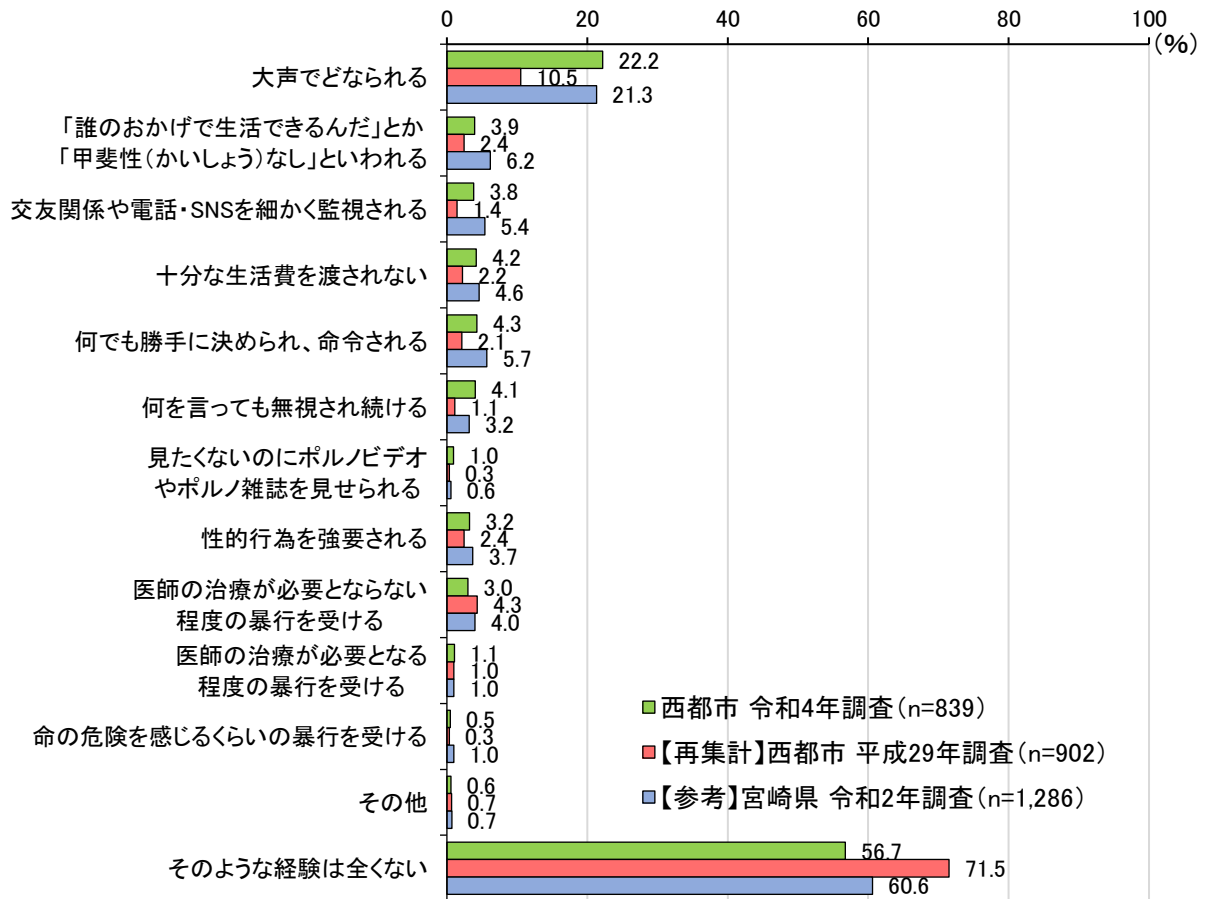
一方、暴力に対する認識について、殴る・蹴るなどの身体的暴力については、概ね暴力であると認識されているものの、「大声でどなる」、「交友関係や電話・SNSを細かく監視する」といった精神的暴力については暴力であるとの認識が低い傾向にあることから、更なる情報提供及び啓発を推進する必要があると考えられます。

図表 県女性相談所への西都市在住者からの相談件数



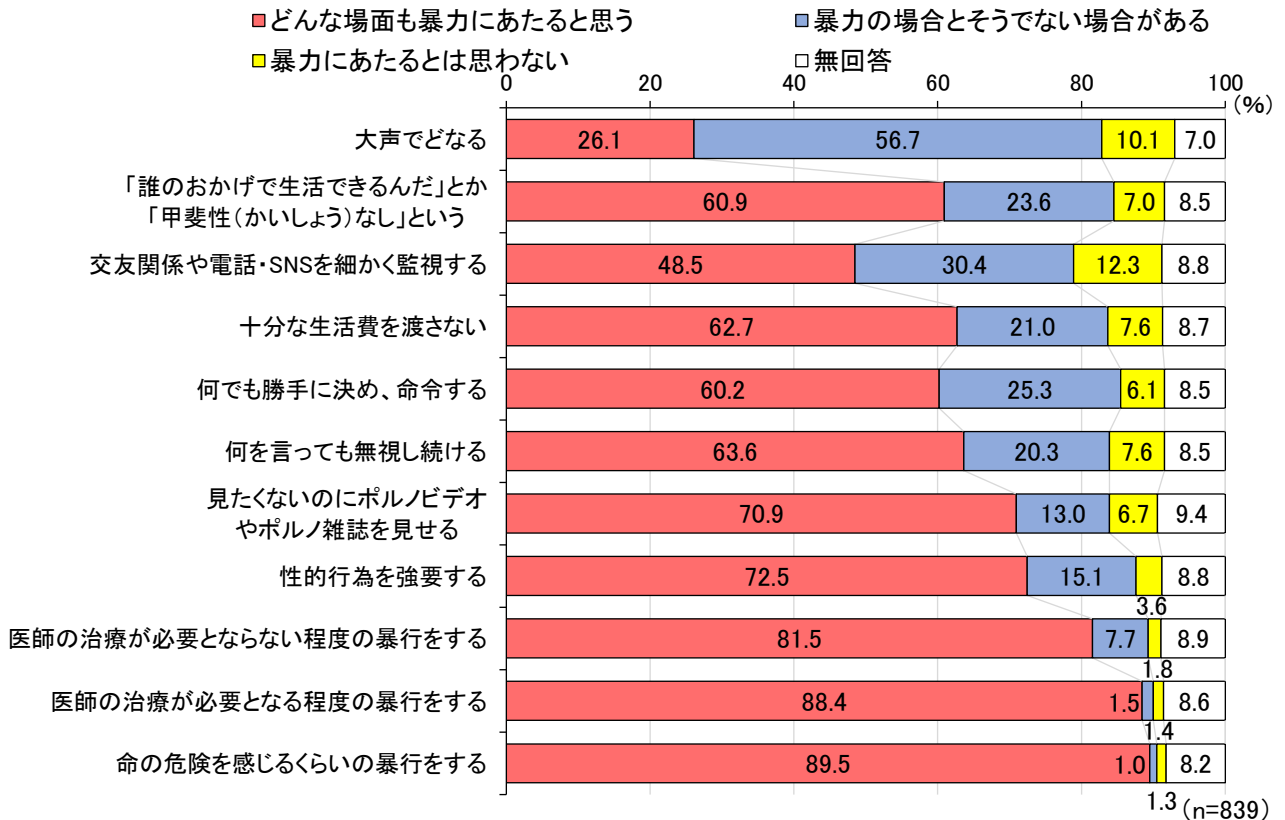
資料：女性保護のあゆみ

図表 パートナーから受けた暴力の有無



資料：市民意識調査結果

図表 暴力に対する認識



資料：市民意識調査結果

## 【施策の方向性】

暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることから、配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、ストーカー行為※、セクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力を容認しない社会の実現に向けて、市民一人ひとりの人権意識を高めるための啓発活動を推進します。

## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力を未然に防止するため、「女性に対する暴力をなくす運動※」の展開、広報・啓発活動を推進します。	市民課
		若年層を対象に、暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、予防啓発、教育・学習機会の充実に努めます。	市民課 教育政策課
		中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力(デートDV)※の防止に関する広報・啓発活動を進めます。	市民課 教育政策課 社会教育課
		国・県・市及び学校等との連携、広報紙、ホームページ等を利用し、児童虐待防止に対する意識の啓発に努めます。	福祉事務所 教育政策課
②	セクシュアル・ハラスメント等対策の推進	職場・学校・地域などあらゆる場面でセクシュアル・ハラスメントなど女性への暴力は許さないという意識を醸成します。	総務課 市民課 教育政策課
		職場・学校・地域などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修会等を実施します。	総務課 市民課 教育政策課

※ ストーカー行為：特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為を繰り返し行うこと。

※ 女性に対する暴力をなくす運動：毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実に努めることを目的として実施するもの。平成13年(2001年)6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

※ 交際相手からの暴力(デートDV)：恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)から振るわれる暴力。

## (2) 安心して相談できる体制づくり

### 【現状と課題】

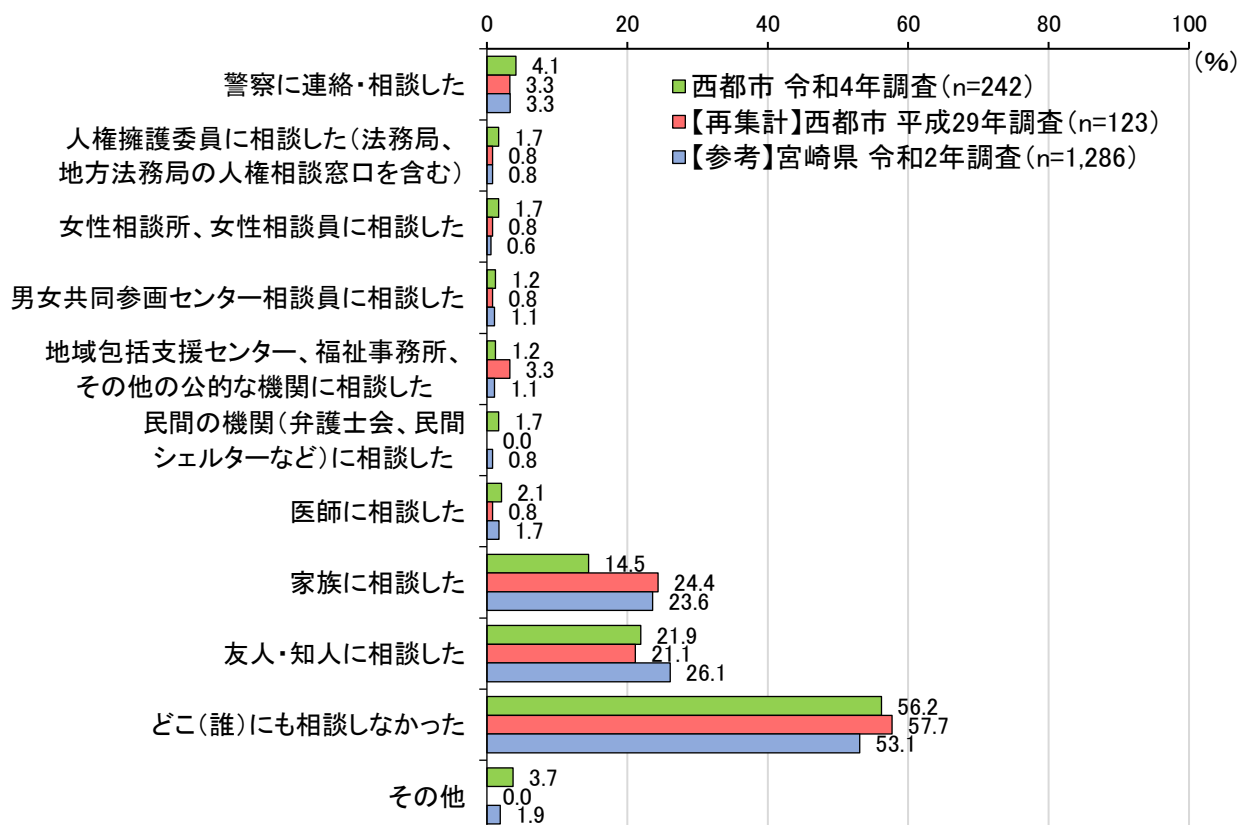
暴力による被害は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、身体的だけでなく精神的にも深い傷を負い、その後の人生に大きな支障を来すことにつながることもある深刻な問題です。

市民意識調査結果より、DV被害者の相談の有無について、「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答した人の割合は 56.2%と最も高く、前回調査とほぼ同等となっています。また、DV被害について相談しなかった(できなかった)理由について、「相談するほどのことでもないと思ったから」と回答した人の割合が 47.1%と最も高く、前回調査と比較して割合が増加していることから、暴力に対する認識不足が伺えます。一方、「相談しても無駄だと思ったから」、「どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合は前回調査と比較すると改善傾向にあり、被害者自身の暴力への諦めに対する抑制や、相談窓口の周知といった取り組みに一定の効果が得られたことが伺えます。

これらの結果を踏まえ、暴力を生まないための予防教育・啓発活動や被害者が安心して相談し、適切な支援を受けることのできる環境の整備に、より一層取り組んでいく必要があります。

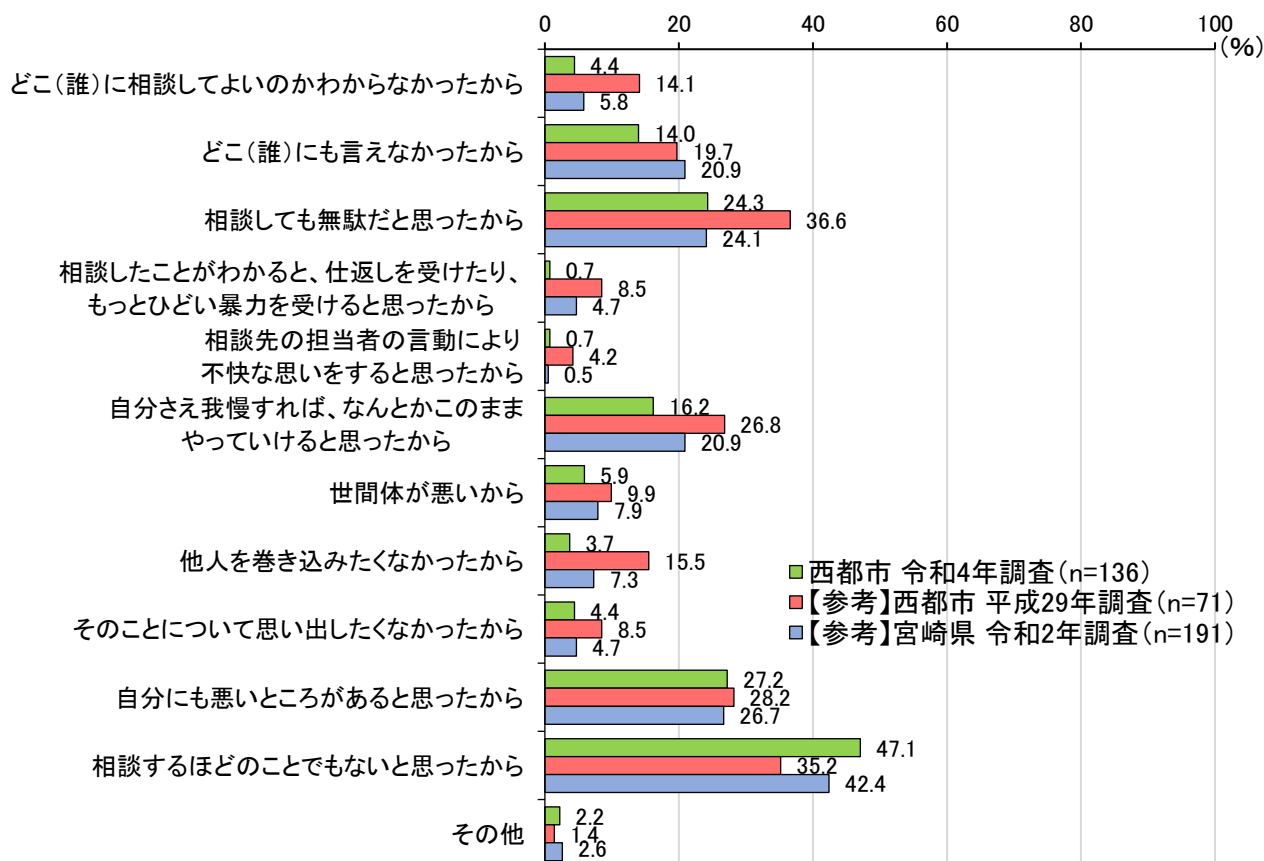


図表 DV被害者の相談の有無



資料：市民意識調査結果

図表 DV被害について相談しなかった(できなかった)理由



資料：市民意識調査結果

## 【施策の方向性】

配偶者等からの暴力（DV）をはじめ、児童・高齢者・障がい者等への虐待など、あらゆる暴力による被害者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図り、相談窓口の周知・啓発に取り組むとともに、多様な状況に適切に対応するため、関係機関と連携・協力を図りながら、被害者の意識を尊重したきめ細やかな支援を行います。

また、若年層を中心とした、交際相手からの暴力（デートDV）や性暴力などの問題が深刻化していることから、中・高生及び大学生等の若年層を対象に、暴力を未然に防ぐための広報・啓発活動を進めます。

## 【具体的施策】

No	施策	施策の内容	所管課
①	相談窓口の周知と相談体制の充実	DVの二次被害※を防ぐために庁内関係課等が相互に情報を共有するとともに、関係職員の資質の向上に努めます。	福祉事務所
		DV被害者の相談、支援に携わる職員の専門知識の習得や研修の充実に努めます。	福祉事務所 市民課
		児童・高齢者・障がい者への虐待を防止するため、関係機関・団体が相互に情報を共有するなど、相談体制の充実を図ります。	健康管理課 福祉事務所
		DV被害、虐待被害などを早期に発見するために教職員、保育士、保護者等に対して被害者保護の正しい理解や通報の義務について啓発します。	福祉事務所 教育政策課
		DV相談の窓口があることを、チラシ等による広報やホームページへの掲載等により、市民に広く周知します。	福祉事務所 市民課
②	被害者支援の充実	被害者の申請により、住民票及び戸籍附票の交付・閲覧を制限し、被害者の保護及び支援を行います。	市民課
		住宅に困窮するDV等の被害者に対し、市営住宅への入居支援を実施します。	建築住宅課
		各関係機関と連携し、DV被害者の安全と安心の確保に努めます。	福祉事務所

## 《基本目標Ⅳの成果指標》

事業	成果指標	所管課	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
DV被害を受けた人のうち、誰か（どこか）に相談した人の割合	意識調査結果	市民課	40.1%	50.0%

※ DVの二次被害：DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不十分であるために、被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者が更に被害を受けること。

## 第5章 推進体制



## 推進体制

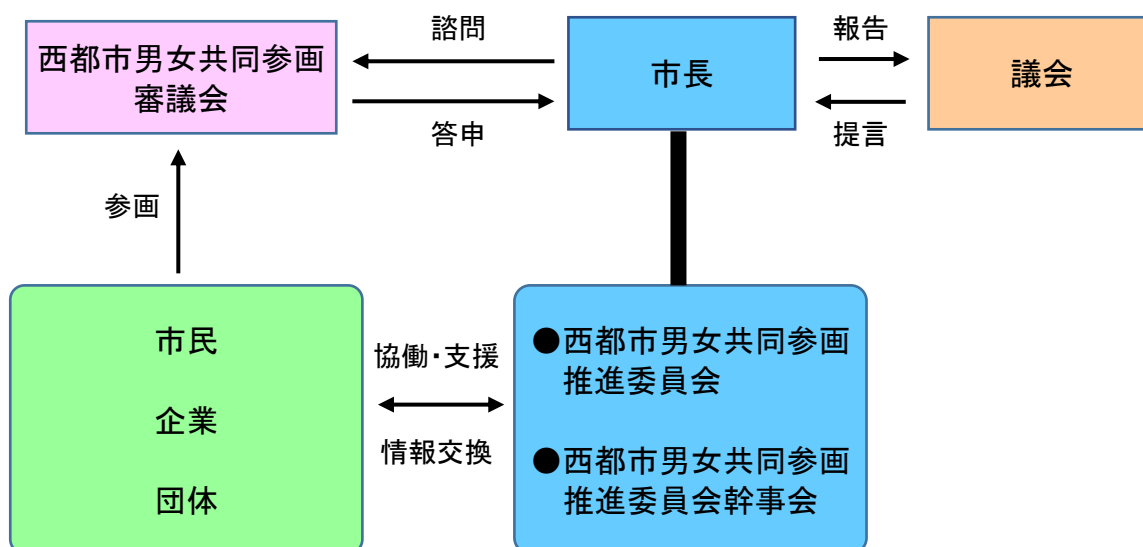
本計画(Plan)の達成状況(利用定員数や施策取組)を得るためには、計画に基づく取組(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえた計画の改善(Act)を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

計画の着実な推進と実効性を確保するため、「西都市男女共同参画審議会」、「西都市男女共同参画推進委員会」、「西都市男女共同参画推進委員会幹事会」において協議を重ねながら、進行管理機能(チェック・評価)の強化に努めます。

図表 PDCAサイクル



図表 西都市男女共同参画推進体制図



## 2 成果指標

成果指標を活用し、基本目標ごとに進捗状況や成果を把握していきます。

### (1) 【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

事業	成果指標	所管課	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
男女共同参画意識の啓発	固定的な性別役割分担を否定する人の割合	市民課	64.6%	70.0%
男女共同参画講演会講師派遣事業	講師派遣を行った団体数	市民課	5団体	6団体
人権特設相談所の開催	人権擁護委員による人権特設相談所の開催数	市民課	12回	12回
生涯学習講座(公民館講座)	生涯学習講座の受講者数に占める女性の人数	社会教育課	総数 207人 女性 178人	総数 800人 女性 600人
西都市パートナーシップ宣誓制度の普及啓発	啓発回数	市民課	1回	2回

### (2) 【基本目標Ⅱ】 様々な分野における女性の活躍

事業	成果指標	所管課	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
各種審議会における女性の登用促進	審議会等における女性の登用率	市民課	28.0%	33.0%
市役所における管理職等登用	課長職以上に占める女性の割合	総務課	4.2%	R7年度* 10.0%
市役所における男性職員の育児休業制度	取得率	総務課	0.0%	R7年度* 10.0%
市役所における男性職員の配偶者出産休暇制度	取得率	総務課	100%	90.0%
認定農業者数の女性の構成率向上	認定農業者に占める女性の割合	農林課	5.0%	6.0%
新規就農者数	新規就農者に占める女性の割合	農林課	総数 10人 女性 3人	総数 20人 女性 2人
家族経営協定の締結促進	締結件数	農業委員会	237件	240件
農業者年金加入推進	農業者年金加入者に占める女性の割合	農業委員会	総数 7人 女性 3人	総数 6人 女性 3人
自治公民館における女性の登用	自治公民館館長に占める女性の割合	社会教育課	2.3%	4.6%

\*西都市特定事業主行動計画(第2期)の目標値。R8年度以降の値はR7年度までに設定。

(3) 【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現

事業	成果指標	所管課	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
特定健康診査受診	受診率	健康管理課	32.7%	55.0%
子宮がん検診	受診率	健康管理課	14.1%	R6年度* 25.0%
乳がん検診	受診率	健康管理課	11.6%	R6年度* 25.0%
延長保育事業	利用人数	福祉事務所	538人	現状維持
一時預かり保育事業	利用人数	福祉事務所	8,291人	現状維持
防災現場への女性の 参画拡大	消防吏員数に占める 女性の割合	消防本部	—	2.0%
地域防災士の養成事業	女性防災士の人数	危機管理課	54人	100人

\*健康日本21(第2次)西都市計画の数値。

本計画の見直し(第3次)の策定をR6年度に予定しているため。

(4) 【基本目標Ⅳ】 配偶者等からの暴力(DV)の根絶

事業	成果指標	所管課	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
DV被害を受けた人のうち、 誰か(どこか)に相談した 人の割合	意識調査結果	市民課	40.1%	50.0%





## 參考資料



# 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

改正 平成十一年七月十六日法律第二百号

平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

い。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定め

なければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方



- 針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
    - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
    - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
    - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
  - 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
  - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

### (保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。））、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規

定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則〔抄〕

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

##### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

##### (検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。



### 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

施行日： 令和四年十月一日

#### 目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活

に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画等

#### (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施す

る女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二

に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前

項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の

職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
  - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
  - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日  
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十



八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日  
（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## 4 西都市男女共同参画推進条例

平成16年3月25日  
西都市条例第3号  
改正 令和3年3月22日条例第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第15条）

第3章 西都市男女共同参画審議会（第16条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

男女が個人として尊重され、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することは、私たち市民の共通の願いである。

西都市においては、これまで、国際社会や国等の動向を踏まえつつ、平成11年3月には「西都市女性プラン21」を策定するなどして、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く存在しており、真の男女平等には至っていない状況にある。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の急速な進展等により私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題も生じてきている。

このような状況の中、西都市がさらに生き活きとした元気あふれるまちとして発展し続けるためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにして、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女一人ひとりが生き活きと元気に暮らしていける西都市を築くため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 営利を目的としないを問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由

な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活と職業生活その他の社会生活とを両立できるようにすること。

(5) 男女が、お互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されること。

(6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、市行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する者について、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により、当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により不利益を与えることをいう。）

(3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、西都市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第9条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第10条 市は、学校教育、社会教育その他の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

第11条 市は、地域における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談等の処理)

第13条 市長は、第7条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、市民からの相談又は苦情があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 西都市男女共同参画審議会

(設置)

第16条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、西都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。

(2) 男女共同参画の推進に係る重要な事項に関すること。

2 審議会は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第18条 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員のうち男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民課において処理する。

(一部改正〔平成18年条例6号・令和3年条例6号〕)

### 第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものは、この条例の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

附 則 (平成18年3月23日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 5 西都市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成8年11月18日

西都市告示第109号

改正 令和3年3月26日告示第56号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するとともに、関係各課との連絡調整を図るため、西都市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び効果的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の関係各課相互間の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長を、副会長は教育長を、委員は別表に掲げる者及び市長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、その議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(一部改正〔平成19年告示62号・24年23号・25年125号〕)

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、年1回開催する。ただし、必要に応じて会長が招集することができる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(幹事会)

第6条 委員会の事務を補助させるため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の必要な事項について調査、研究する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、幹事の互選によりこれを定める。
- 5 幹事は、市長が必要と認める者をもって充てる。
- 6 前項の市長が必要と認める者をもって充てる幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠幹事の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 幹事長は、会務を総理し、その議長となる。
- 8 幹事長に事故あるときは、あらかじめその指名する幹事が、その職務を代理する。

(一部改正〔平成10年告示26号・25年125号〕)

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、必要に応じて会長又は幹事長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民課において処理する。

(一部改正〔平成13年告示41号・18年54号・令和3年56号〕)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

（一部改正〔平成11年告示47号・13年41号・14年34号・18年54号・107号・22年59号・23年62号・25年33号・125号・26年50号・令和2年55号・3年56号〕）

総務課長、総合政策課長、市民課長、商工観光課長、農林課長、生活環境課長、健康管理課長、スポーツ振興課長、福祉事務所長、教育委員会教育政策課長、教育委員会社会教育課長、消防長

## 6 西都市男女共同参画審議会委員名簿

敬称略

氏名	所属等
新名 桂子	学識経験者
清田 慎二	西都市社会福祉協議会
黒川 隆藏	人権擁護委員西都地区部会
高橋 博昭	西都市教育委員会教育委員
児玉 和浩	西都商工会議所
濱砂 京子	西都市地域婦人連絡協議会
児玉 裕子	JA西都女性部
井上 望美	西都市PTA協議会
新田 文雄	西都市民生委員児童委員協議会
原田 美弘	西都市自治公民館連絡協議会
橋田 恭代	西都市赤十字奉仕団
田村 洋子	宮崎県男女共同参画地域推進員
沼口 靖代	西都市食生活改善推進協議会
奥口 一人	公募委員



## 7 策定経過

年	月	日	実施項目	内容
5	5	24	第1回西都市男女共同参画審議会	西都市の男女共同参画を巡る状況報告 第4次西都市男女共同参画プランの基本 目標案報告
	6	2	第1回西都市男女共同参画推進委員会	西都市の男女共同参画を巡る状況報告 第4次西都市男女共同参画プランの基本 目標案報告
	6	7	第1回西都市男女共同参画推進委員会幹事会	西都市の男女共同参画を巡る状況報告 第4次西都市男女共同参画プランの基本 目標案報告 令和4年度版西都市男女共同参画年次 報告書について
	7	25	第2回西都市男女共同参画推進委員会	令和4年度版西都市男女共同参画年次 報告書について
	7	27	第2回西都市男女共同参画推進委員会幹事会	第4次西都市男女共同参画プラン(案)に ついて
	8	31	第3回西都市男女共同参画推進委員会幹事会	第4次西都市男女共同参画プラン(案)に ついて
	10	3	第3回西都市男女共同参画推進委員会	第4次西都市男女共同参画プラン(案)に ついて
	11	1	第2回西都市男女共同参画審議会	令和4年度版西都市男女共同参画年次 報告書について 第4次西都市男女共同参画プラン(案)に ついて
	12	1	パブリックコメント実施(R5.12.1~R5.12.31)	
6	1	23	第4回西都市男女共同参画推進委員会	第4次西都市男女共同参画プランの審議
	2	21	第3回西都市男女共同参画審議会	第4次西都市男女共同参画プランの審議

---

## 第4次西都市男女共同参画プラン

発行：西都市役所 市民課

住所：〒881-0015 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地

連絡先：TEL 0983-32-1005 FAX 0983-43-1204

令和6年3月発行

---



